

許可自治体	茨城県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第00801000875号	許可期限日	2028(令和10)年09月11日

様式第七号 (第十条の二関係)

14797

許可番号 00801000875

### 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 茨城県松山市北梅本町甲184番地  
 氏名 オオノ開発 株式会社  
 代表取締役 大野 照臣  
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

産業物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを記す。  
 第14条の2第1項

茨城県知事 大井川 和彦

許可の年月日 令和5年9月12日  
 許可の有効年月日 令和10年9月11日

1. 事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) 及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること)

積替え保管を全く：燃え殻(\*8)、汚泥(\*4)(\*6)(\*8)、廃油(\*5)、廃酸(\*5)(\*8)、廃アルカリ(\*6)(\*8)、廃プラスチック類(\*1)(\*4)(\*6)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず(\*1)(\*6)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(\*1)(\*4)(\*6)、鋸くず(\*8)、がれき類(\*4)、ばいじん(\*8)、政令第13号廃棄物以上18種類

(※) 記載品目については、(\*1) 自動車等破砕物を全く、(\*4) 石棉含有産業廃棄物を含む、(\*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く、(\*6) 水銀使用製品産業廃棄物を含む、(\*8) 水銀含有ばいじん等を含む

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) 積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし。

3. 許可の条件 特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	変更内容	許可(届出)年月日	変更内容
令和5年9月12日	新規許可		
	以下 余白		

5. 積替え許可の有無  有 /  無  
 (積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無  有 /  無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

この表については、お住まいの自治体のホームページに掲載されています。

許可自治体	茨城県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第00851000875号	許可期限日	2028(令和10)年09月11日

様式第十三号（第十条の十四関係）

14816

許可番号 00851000875

### 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

任 所 茨城県松戸市北梅本町甲184番地  
 氏 名 オオノ開発 株式会社  
 代表取締役 大野 照旺  
 （法人にあつては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。  
 第14条の5第1項

茨城県知事 大井川 和彦

許可の年月日 令和5年9月12日  
 許可の有効年月日 令和10年9月11日



1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

積替え保管を除く：廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類、又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃酸（pH2.0以下のもの、又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの、又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃PCB等（低濃度に限る。）、PCB汚染物（低濃度に限る。）、PCB処理物（低濃度に限る。）、銻さい（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃石棉等、ばいごん（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、燃え殻（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、汚泥（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、  
 以上11種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
 該当なし。

3. 許可の条件  
 特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
令和5年9月12日	新規許可		
	以下余白		

5. 積替え許可の有無  有  無  
 （積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）  
 市名 許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無  有  無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

この許可証は、許可証の交付を受けた者が、この許可証を添付して、この許可証の交付を受けた者に提出する。この許可証を添付して提出しない場合は、この許可証は無効と見做す。

許可自治体	茨城県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第00851000875号	許可期限日	2028(令和10)年09月11日

別記1

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

廃棄物名 有害物質	鉛	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	○	○			○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○		○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○		○	○	○
有機燐化合物					○	○	○
六価クロム化合物	○	○	○		○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○		○	○	○
シアン化合物					○	○	○
PCB					○	—	—
トリクロロエチレン				○	○	○	○
テトラクロロエチレン				○	○	○	○
ジクロロメタン				○	○	○	○
四塩化炭素				○	○	○	○
1,2-ジクロロエタン				○	○	○	○
1,1-ジクロロエチン				○	○	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン				○	○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン				○	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン				○	○	○	○
1,3-ジクロロプロペン				○	○	○	○
チウラム					○	○	○
シマジン					○	○	○
チオベンジミダゾール					○	○	○
ベンゼン				○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○		○	○	○
ダイオキシン類		○	○		○	○	○
アモニウム水銀	○	○	○		○	○	○
1,4-ジオキサン		○	○		○	○	○

許可自治体	栃木県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第00900000875号	許可期限日	2028(令和10)年08月24日

1/1


許可番号 00900000875

### 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏名 オオノ開発株式会社  
代表取締役 大野 照旺

産業物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事 種田 富 

許可の年月日 令和5(2023)年8月25日  
許可の有効年月日 令和10(2028)年8月24日

1. 事業の範囲  
(1) 事業の区分 収集・運搬(積替えを除く。)  
(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

種類	石粉含有 産業廃棄物	水溶性シリケート 含有産業廃棄物	水銀含有 じんじん等	条件等
燃え殻	-	-	○	
汚泥	○	○	○	
廃油	-	-	-	
炭酸	-	-	○	
廃アルカリ	-	-	○	
廃プラスチック類	○	○	-	
紙くず	-	-	-	
木くず	-	-	-	
繊維くず	-	-	-	
動植物性残さ	-	-	-	
動物系固形不燃物	-	-	-	
ゴムくず	-	-	-	
金属くず	-	○	-	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	○	○	-	
灰さい	-	-	○	
がれき類	○	-	-	
ばいじん	-	-	○	
政令第13号廃棄物	-	-	-	

2. 積替・保管施設 なし

3. 許可の条件 なし

4. 許可の更新又は変更の状況  
新規許可 令和5(2023)年8月25日

5. 積替え許可の有無(県内の政令市における許可) 有 ・

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・

取扱窓口 | 資源循環推進課

許可自治体	栃木県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第00950000875号	許可期限日	2028(令和10)年08月24日

1/2


許可番号 00950000875

### 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北梅木町甲184番地

氏名 オオノ開発株式会社  
代表取締役 大野 雅也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事 福田 富一 

許可の年月日 令和5(2023)年8月25日  
許可の有効年月日 令和10(2028)年8月24日

1. 事業の範囲  
 (1) 事業の区分 収集・運搬(積替えを除く)  
 (2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

種類	条件等
廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)	-
廃酸(pH2.0以下のもの)	-
廃アルカリ(pH12.5以上のもの)	-
廃ポリ塩化ビフェニル等	-
ポリ塩化ビフェニル汚染物	-
ポリ塩化ビフェニル処理物	-
廃石綿等	-

区分	有害物質の種類等 (一取扱不可: ●取扱可能)																		
	水銀	カドミウム	鉛	有機溶剤	六価クロム	砒素	シアン	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,2,2-テトラクロロエタン	1,1,1,1-テトラクロロエタン	1,1,2,2-テトラクロロエタン	1,1,2,2-テトラクロロエタン	
取り扱う特別管理産業廃棄物																			
鉱さい	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ばいじん	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
燃え殻	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
廃油	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
汚泥	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
廃酸	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
廃アルカリ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

許可自治体	栃木県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第00950000875号	許可期限日	2028(令和10)年08月24日

2/2

2. 積替・保管施設	なし
3. 許可の条件	なし
4. 許可の更新又は変更の状況	新規許可 令和5(2023)年8月25日
5. 積替え許可の有無(県内の政令市における許可)	有 <input checked="" type="checkbox"/>
6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/>

NO COPY

取扱窓口 | 資源循環推進課

許可自治体	群馬県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第01000000875号	許可期限日	2029(令和11)年01月28日

様式第七号（第十条の二関係）

許可番号 01000000875

### 産業廃棄物収集運搬業許可証

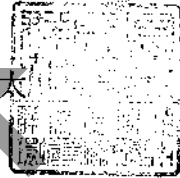
住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏 名 オオノ開発株式会社

代表取締役 大野照旺

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 太



許可の年月日 令和6年1月29日

許可の有効期限 令和11年1月28日

#### 1 事業の範囲

##### (1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

##### (2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

- ①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑭紙さい、⑮がれき類、⑯ばいじん、⑰13号廃棄物、⑱動物系固形不要物（以上18種類）

※①については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※②については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）及び水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※④については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑤については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑥については、石棉含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑫については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑬については、石棉含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定

許可自治体	群馬県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第0100000875号	許可期限日	2029(令和11)年01月28日

## 様式第七号（第十条の二関係）

- める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。
- ※④については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。
- ※⑤については、石棉含有産業廃棄物を含む。
- ※⑥については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

2 許可の条件  
なし

3 許可の更新、変更の状況  
令和 6年 1月 29日 新規許可

4 積替え許可の有無 有・無

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無



許可自治体	群馬県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第01050000875号	許可期限日	2029(令和11)年01月28日

様式第十三号（第十条の十四関係）

許可番号 01050000875

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏 名 オオノ開発株式会社

代表取締役 入野照旺

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太

許可の年月日 令和6年1月29日

許可の有効期限 令和11年1月28日

## 1 事業の範囲

## (1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

## (2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④特) 廃PCB等、  
⑤特) PCB汚染物、⑥特) PCB処理物、⑦特) 廃石棉等、⑧特) 燃え殻、⑨特)  
汚泥、⑩特) 廃油、⑪特) 廃酸、⑫特) 廃アルカリ、⑬特) 銻さい、⑭特) ばい  
じん（以上14種類）

※⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬及び⑭に含まれる有害物質は許可証別紙1のとおりとする。

## 2 許可の条件

なし

## 3 許可の更新、変更の状況

令和6年1月29日 新規許可

## 4 積替え許可の有無

有・無

## 5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無

許可自治体	群馬県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第01050000875号	許可期限日	2029(令和11)年01月28日

許可証別紙1

許可番号 01050000875

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「-」は扱うことができないもの。

廃棄物名 有害物質	特) 燃え 殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃アル カリ	特) 鉛さ い	特) ばい じん	特) 18 号廃棄物
7429水銀化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
7429水銀化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)	◎	○	-	○	○	○	○	-
水銀又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
水銀又はその化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)	◎	○	-	○	○	○	○	-
6703鉛又はその化合物	○	○	-	○	○	○	○	-
鉛又はその化合物	○	○	-	○	○	○	○	-
有機燐化合物	-	○	-	○	○	-	-	-
六価クロム化合物	○	○	-	○	○	○	○	-
砒素又はその化合物	○	○	-	○	○	○	○	-
シアン化合物	-	○	-	○	○	-	-	-
PCB	-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチン	-	○	○	○	○	-	-	-
ヘキサクロロエチン	-	○	○	○	○	-	-	-
ジクロロメタン	-	○	○	○	○	-	-	-
四塩化炭素	-	○	○	○	○	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	-	○	○	○	○	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	-	○	○	○	○	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチン	-	○	○	○	○	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	-	○	○	○	○	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	-	○	○	○	○	-	-	-
1,3-ジクロロプロパン	-	○	○	○	○	-	-	-
ナフタレン	-	○	-	○	○	-	-	-
シマゾン	-	○	-	○	○	-	-	-
チオベンゾジアゾール	-	○	-	○	○	-	-	-
ベンゼン	-	○	○	○	○	-	-	-
ゼレン又はその化合物	◎	○	-	○	○	○	○	-
1,4-ジニトロベンゼン	-	○	○	○	○	-	-	-
グアイキノン類	◎	○	-	○	○	-	-	-

許可自治体	千葉県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第01200000875号	許可期限日	2025(令和7)年09月15日

許可番号 第01200000875号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏名 オオノ開発 株式会社  
代表取締役 大野 照旺

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊

許可の年月日 令和2年9月16日

許可の有効年月日 令和7年9月15日



## 1. 事業の範囲

## (1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

## (2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻、イ 汚泥、ウ 廃油、エ 廃酸、オ 廃アルカリ、カ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、キ 紙くず、ク 木くず、ケ 繊維くず、コ 動植物性残さ、サ 動物系固形不要物、シ ゴムくず、ス 金属くず（自動車等破砕物を除く）、セ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、ソ 鉱さい、タ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、チ ばいじん、ツ 処分するために処理したもの（施行令第2条第13号廃棄物）（産業廃棄物を廃棄物処理施設で固形化処理したものに限る）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

## 2. 許可の条件

なし

## 3. 許可の更新又は変更の状況

令和2年9月16日	新規許可
令和3年1月18日	変更届（役員変更）
令和3年3月11日	変更届（役員変更）
令和3年8月10日	変更届（役員の名の変更）
令和4年4月5日	変更届（代表者変更, 役員変更）

## 4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

## 5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

## 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可自治体	千葉県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第01250000875号	許可期限日	2025(令和7)年09月15日

許可番号 第01250000875号

### 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏 名 オオノ開発 株式会社  
代表取締役 大野 照旺

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊

許可の年月日 令和2年9月16日

許可の有効年月日 令和7年9月15日



1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、  
イ 廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、  
ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、  
エ 感染性産業廃棄物（特定有害産業廃棄物であるものを除く。）、オ 廃石綿等、  
カ 特定有害産業廃棄物（廃油、廃酸、廃アルカリに限る。含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

令和2年9月16日	新規許可
令和3年1月18日	変更届（役員変更）
令和3年3月11日	変更届（役員変更）
令和3年8月10日	変更届（役員の名の変更）
令和4年4月5日	変更届（代表者変更, 役員変更）

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可自治体	千葉県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第01250000875号	許可期限日	2025(令和7)年09月15日

許可証別紙 1

許可番号 第01250000875号

特定有害産業廃棄物の種類  
 特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

廃棄物名 有害物質	鉱さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	-	-	-	-	-	○	○
鉛又はその化合物	-	-	-	-	-	○	○
有機燐化合物	-	-	-	-	-	○	○
六価クロム化合物	-	-	-	-	-	○	○
砒素又はその化合物	-	-	-	-	-	○	○
シアン化合物	-	-	-	-	-	○	○
PCB	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	-	-	-	○	-	○	○
テトラクロロエチレン	-	-	-	○	-	○	○
ジクロロメタン	-	-	-	○	-	○	○
四塩化炭素	-	-	-	○	-	○	○
1,2-ジクロロエタン	-	-	-	○	-	○	○
1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	○	-	○	○
シス 1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	○	-	○	○
1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	○	-	○	○
1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	○	-	○	○
1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	○	-	○	○
チウラム	-	-	-	-	-	○	○
シマジン	-	-	-	-	-	○	○
チオベンカルブ	-	-	-	-	-	○	○
ベンゼン	-	-	-	○	-	○	○
セレン又はその化合物	-	-	-	-	-	○	○
ダイオキシン類	-	-	-	-	-	○	○
1,4-ジオキサン	-	-	-	○	-	○	○

許可自治体	東京都	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第1300000875号	許可期限日	2025(令和7)年11月12日

様式第七号(第十号の二関係)

令和 4年 5月 6日

4環状産廃第104号

許可番号 第13-00-000875号

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北海岸町甲184番地

氏名 オオノ開発株式会社  
代表取締役 大野 照旺

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

## 小池百合子



許可の年月日 令和 2年11月13日

許可の有効年月日 令和 7年11月12日

### 1 事業の範囲

#### (1) 業の区分

収集・運搬(積替え保管を除く。)

#### (2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物性残渣、動物系四角不要物、ばみくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、灰塵、がれき類、ばいじん、政令18号物(コンクリート固化物に限る。)

(右記含有産業廃棄物を含む。)

(以上18種類)

### 2 積替え保管施設

\*\*\*\*\*

### 3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

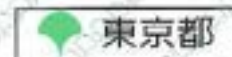
### 4 許可の変更・変更の状況

令和 2年 11月 13日 新規許可

### 5 積替え許可の有無 無

### 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下空白)





許可自治体	東京都	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第1350000875号	許可期限日	2025(令和7)年11月12日

様式第十三号(第十五号の十四関係)
令和 4 年 5 月 6 日
4 府県産廃第106号  
許可番号 第13-50-000875号

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏 名 オオノ開発株式会社  
代表取締役 大野 照雄

産業物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事 **小池百合子**



許可の年月日 令和 2年11月13日

許可の有効年月日 令和 7年11月12日

---

1 事業の範囲

(1) 業の区分  
収集・運搬(積替え保管を除く。)

(2) 特別管理産業廃棄物の種類  
 ① 廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)  
 ② 廃酸(pH2.0以下のもの)(容器入りのものに限る。)  
 ③ 廃アルカリ(pH12.5以上のもの)(容器入りのものに限る。)  
 ④ 感染性産業廃棄物  
 ⑤ 特定有害産業廃棄物  
 ア、 廃石綿等  
 イ、 金属等を含む廃棄物(表面別表のとおり)

2 積替え保管施設  
\*\*\*\*\*

3 許可の条件  
「産業物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況  
令和 2年 11月 13日 新規許可

5 積替え許可の有無 無

6 規程第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。

許可自治体	東京都	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第1350000875号	許可期限日	2025(令和7)年11月12日

令和 4 年 5 月 6 日 特別管理産業廃棄物 105号  
許可番号 第13-50-000875号

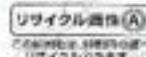
(裏面) 別表 産業廃棄物の種類：金属等を含む廃棄物

有害物質名	限定内容																									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
廃棄物名	アルキル水素化合物	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・二・ジクロロエチレン	一・一・二・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	ナウラム	シマジン	オオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四・ジオキサン	ダイオキシン類
燃え殻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
汚泥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃油	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
廃アルカリ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
乾さい	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ばいじん	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
指定下水汚泥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【備考】・表中の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

(以下空白)

この許可証には複製の不正防止対策を施してあります。





許可自治体	神奈川県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第01400000875号	許可期限日	2026(令和8)年03月15日

様式第七号（第十条の二関係）

神奈川県指令 資循第3591号

許可番号 01400000875

### 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏 名 オオノ開発株式会社

法人にあつては名称及び代表者の氏名 代表取締役 大野 照旺

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



許可の年月日 令和 3 年 3 月 16 日  
(初回許可年月日 令和 3 年 3 月 16 日)  
許可の有効年月日 令和 8 年 3 月 15 日

- 事業の範囲
  - 事業の区分  
収集・運搬（積替・保管を除く。）
  - 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）  
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（※1）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※1）、鋳さい、がれき類（※1）、ばいじん、政令第13号廃棄物  
※1：石綿含有産業廃棄物を含む。  
※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。  
※3：水銀含有ばいじん等を含む。  
(注1) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。  
(注2) 営業の範囲は、川崎市を除く神奈川県の区域。
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
なし
- 許可の条件  
なし
- 許可の更新又は変更の状況  
令和 6 年 4 月 4 日 変更届出（川崎市積替・保管の追加）  
令和 4 年 4 月 5 日 変更届出（変更前：大野 剛嗣、変更後：大野 照旺）
- 積替え許可の有無 有  
川崎市 許可番号：05710000875
- 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

備考 「b. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

神奈川県

許可自治体	神奈川県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第01450000875号	許可期限日	2026(令和8)年03月15日

様式第十三号（第十条の十四関係）

神奈川県指令 資循第8006号

許可番号 01450000875

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏名 オオノ開発株式会社

代表取締役 大野 照旺

法人にあっては名称及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の5第1項 の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒岩 祐

許可の年月日 令和3年3月16日  
(初回許可年月日 令和3年3月16日)  
許可の有効年月日 令和8年3月15日

## 1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分  
収集・運搬（積替・保管を除く。）
- (2) 特別管理産業廃棄物の種類  
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、  
廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）、  
特定有害産業廃棄物  
廃ポリ塩化ビフェニル等（低濃度PCB汚染廃油に限る。）、  
ポリ塩化ビフェニル汚染物（低濃度PCB汚染物に限る。）、  
ポリ塩化ビフェニル処理物（低濃度PCB処理物に限る。）、廃石棉等  
金属等を含む特定有害産業廃棄物（別表のとおり。）
- ※ 営業の範囲は、川崎市を除く神奈川県の区域。

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件  
なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

令和6年4月4日 変更届出（川崎市積替・保管の追加）  
令和5年12月7日 変更許可（品目の追加：特定有害産業廃棄物（廃ポリ塩化ビフェニル等（低濃度PCB汚染廃油に限る。）、ポリ塩化ビフェニル汚染物（低濃度PCB汚染物に限る。）、ポリ塩化ビフェニル処理物（低濃度PCB処理物に限る。）、  
銻さい、ばいじん、燃え殻、汚泥）  
令和5年8月24日 変更届出（品目の一部廃止：感染性産業廃棄物）  
令和4年4月5日 変更届出（変更前：大野 剛嗣、変更後：大野 照旺）

5. 積替え許可の有無 有  
川崎市 許可番号: 05760000875

## 6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

## 備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

神奈川県

許可自治体	神奈川県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第01450000875号	許可期限日	2026(令和8)年03月15日

別表1 金属等を含む特定有害産業廃棄物  
積替え保管を含まないもの

廃棄物の種類 金属等の名称	鉛 さい	ばい じん	燃 え 殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 アル カリ
水銀又はその化合物	○	○			○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○		○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○		○	○	○
有機溶剤化合物					○	○	○
六価クロム化合物	○	○	○		○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○		○	○	○
シアン化合物					○	○	○
ポリ塩化ビフェニル					-	-	-
トリクロロエチレン					○	○	○
テトラクロロエチレン					○	○	○
ジクロロメタン					○	○	○
四塩化炭素					○	○	○
1・2-ジクロロエタン					○	○	○
1・1-ジクロロエチレン					○	○	○
シス-1・2-ジクロロエチレン					○	○	○
1・1・1-トリクロロエタン					○	○	○
1・1・2-トリクロロエタン					○	○	○
1・3-ジクロロプロペン					○	○	○
チウラム					○	○	○
シマジン					○	○	○
チオベンカルブ					○	○	○
ベンゼン					○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○		○	○	○
1・4-ジオキサン		○		○	○	○	○
ダイオキシン類		○	○		○	○	○

備考：「○」は取り扱うことのできるものを、「-」は、取り扱うことのできないものを示す。

許可自治体	川崎市	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第05710000875号	許可期限日	2029(令和11)年03月31日

様式第七号（第十条の二関係）

川崎市指令環廃 第3号

許可番号 第05710000875号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏 名 オオノ開発 株式会社

代表取締役 大野 照旺 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

令和6年4月1日

川崎市長

福田 紀 彦



許可の年月日

令和6年4月1日

許可の有効期限

令和11年3月31日

## 1 事業の範囲

## (1) 事業の区分

積替え又は保管を含む

## (2) 産業廃棄物の種類（積替え又は保管を含む。）

ア 汚泥、イ 廃酸、ウ 廃アルカリ、エ 廃プラスチック類、オ ゴムくず、カ 金属くず、キ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
以上7種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

## (3) 産業廃棄物の種類（積替え又は保管を除く。）

ア 汚泥、イ 廃酸、ウ 廃アルカリ、エ 廃プラスチック類、オ ゴムくず、カ 金属くず、キ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
以上7種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
別記1のとおり

## 3 許可の条件

## 4 許可の更新又は変更の状況

令和6年4月1日 新規許可

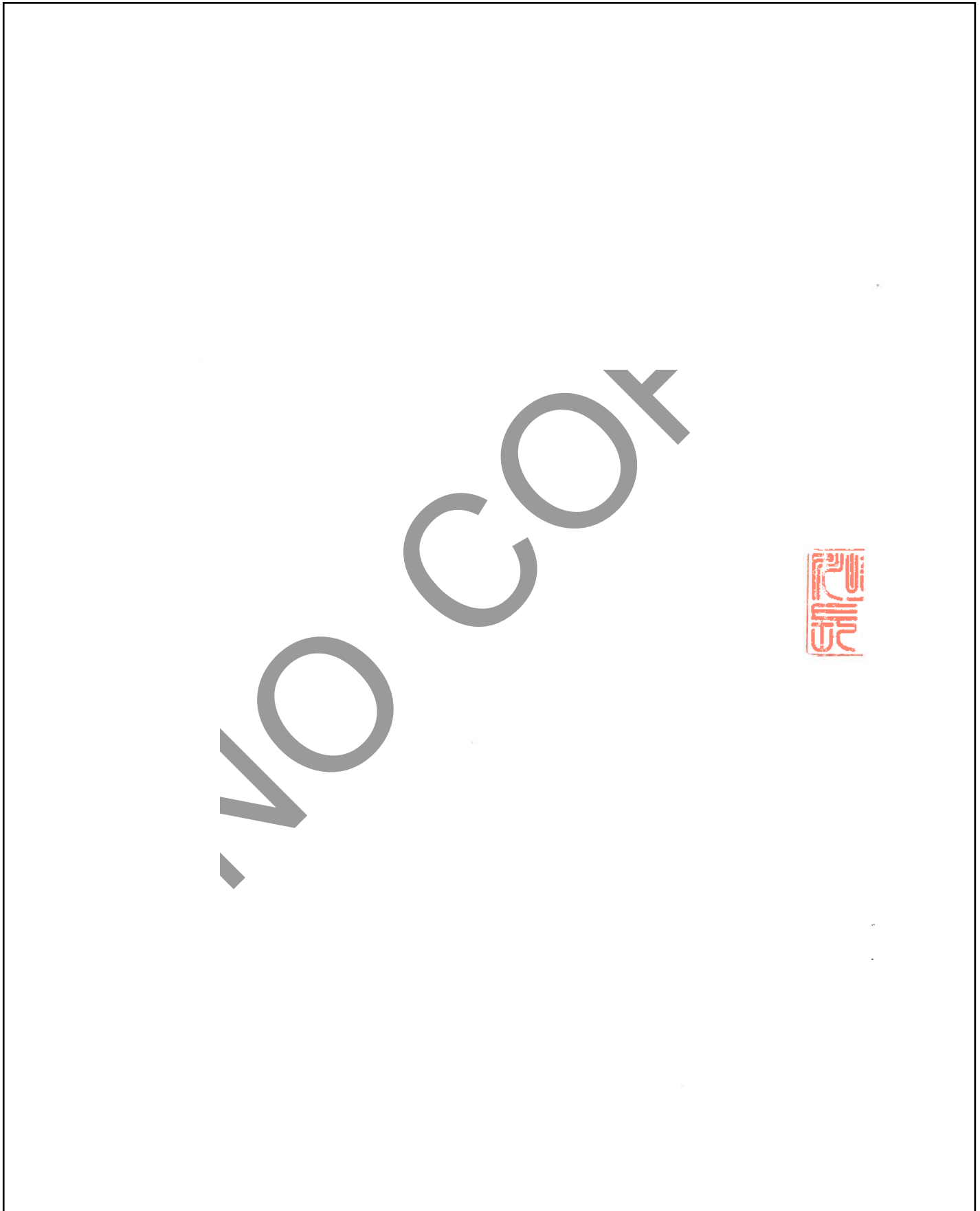
## 5 積替え許可の有無

市名

許可番号

## 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

許可自治体	川崎市	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第05710000875号	許可期限日	2029(令和11)年03月31日



許可自治体	川崎市	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第05710000875号	許可期限日	2029(令和11)年03月31日

## 別記1

所在地	面積・保管上限等	産業廃棄物の種類
川崎市川崎区大川町2番3 2 (1499.99 m <sup>2</sup> のうち 289.05 m <sup>2</sup> に限る。)	保管面積 132.39m <sup>2</sup> 保管上限 104.06m <sup>2</sup> 積み上げることができる高さ 2.5m	汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック 類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コ ンクリートくず及び陶磁器くず



NO COPY

許可自治体	川崎市	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第05760000875号	許可期限日	2029(令和11)年03月31日

様式第十三号（第十条の十四関係）

川崎市指令環廃 第4号

許可番号 第05760000875号

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏 名 オオノ開発 株式会社

代表取締役 大野 照旺 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

令和6年4月1日

川崎市長

福田 紀彦



許可の年月日

令和6年4月1日

許可の有効期限

令和11年3月31日

## 1 事業の範囲

## (1) 事業の区分

積替え又は保管を含む

## (2) 特別管理産業廃棄物の種類（積替え又は保管を含む。）

- ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、
  - イ 廃酸（水素イオン濃度指数が2.0以下のものに限る。）、
  - ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数が12.5以上のものに限る。）、
  - エ 特定有害産業廃棄物（廃PCB等、PCB汚染物及びPCB処理物に限る。）、
- 以上4種類

## (3) 特別管理産業廃棄物の種類（積替え又は保管を除く。）

- ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、
  - イ 廃酸（水素イオン濃度指数が2.0以下のものに限る。）、
  - ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数が12.5以上のものに限る。）、
  - エ 特定有害産業廃棄物（廃PCB等、PCB汚染物及びPCB処理物に限る。）、
- 以上4種類

## (4) 制限

廃PCB等、PCB汚染物及びPCB処理物に係る産業廃棄物は、低濃度PCB廃棄物に限る。

## 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別記1のとおり

## 3 許可の条件

## 4 許可の更新又は変更の状況

令和6年4月1日 新規許可

## 5 積替え許可の有無

市名 許可番号

## 6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

許可自治体	川崎市	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第05760000875号	許可期限日	2029(令和11)年03月31日





許可自治体	川崎市	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第05760000875号	許可期限日	2029(令和11)年03月31日

## 別記1

所在地	面積・保管上限等	産業廃棄物の種類
川崎市川崎区大川町2番3 2 (1499.99 m <sup>2</sup> のうち 394.34 m <sup>2</sup> に限る。)	保管面積 237.68m <sup>2</sup> 保管上限 331.44m <sup>3</sup> 積み上げることができる高さ 2.5m	廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（水素イオン濃度指数が2.0以下のものに限る。）、廃アルカリ（水素イオン濃度指数が12.5以上のものに限る。）、特定有害産業廃棄物（廃PCB等（低濃度PCB廃棄物に限る。）、PCB汚染物（低濃度PCB廃棄物に限る。）及びPCB処理物（低濃度PCB廃棄物に限る。）に限る。)



NO COPY

許可自治体	山梨県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第01900000875号	許可期限日	2028(令和10)年12月25日

許可番号 01900000875号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

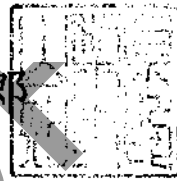
住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏名 オオノ開発株式会社

(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 大野 照旺

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

山梨県知事 長崎 幸太郎



許可の年月日 令和5年12月26日

許可の有効年月日 令和10年12月25日

## 1 事業の範囲

産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、施行令第2条第13号に係る産業廃棄物 以上18種類 ※ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む。 上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
積替え保管の有無	無し

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

無し

3 許可の条件

無し

4 許可の更新・変更の状況

令和5年12月26日

新規許可

5 積替え許可の有無

有(無)

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有(無)

許可自治体	山梨県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第01950000875号	許可期限日	2028(令和10)年12月25日

許可番号 01950000875号

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏名 オオノ開発株式会社

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 大野 照旺

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

山梨県知事 長崎 幸太郎

許可の年月日 令和5年12月26日

許可の有効年月日 令和10年12月25日

## 1 事業の範囲

特別管理産業廃棄物の種類	<ul style="list-style-type: none"><li>・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）</li><li>・廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）</li><li>・廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）</li><li>・感染性産業廃棄物</li><li>・特定有害産業廃棄物（廃ポリ塩化ビフェニル等（※）、ポリ塩化ビフェニル汚染物（※）、廃ポリ塩化ビフェニル処理物（※）、廃石綿等、その他詳細は裏面のとおり。）</li></ul> ただし、※印があるものは、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等（平成21年11月環境省告示第69号）第1条第1項に規定する低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に該当するものに限る。
積替え保管の有無	無し

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

無し

3 許可の条件

無し

4 許可の更新・変更の状況

令和5年12月26日

新規許可

5 積替え許可の有無

有  無 

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有  無

許可自治体	山梨県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第01950000875号	許可期限日	2028(令和10)年12月25日

裏面

許可番号01950000875号

廃棄物の種類 含有する有害物質名	廃棄物の種類						
	鉍 さい	ばい じん	燃 え 殻	汚 泥	廃 油	廃 酸	廃 アル カリ
アルキル水銀化合物	○	○	-	○	-	○	○
水銀又はその化合物	○	○	-	○	-	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○	○	-	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○	○	-	○	○
有機燐化合物	-	-	-	○	-	○	○
六価クロム化合物	○	○	○	○	-	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○	○	-	○	○
シアン化合物	-	-	-	○	-	○	○
PCB	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	-	-	-	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	-	-	-	○	○	○	○
ジクロロメタン	-	-	-	○	○	○	○
四塩化炭素	-	-	-	○	○	○	○
1, 2-ジクロロエタン	-	-	-	○	○	○	○
1, 1-ジクロロエチレン	-	-	-	○	○	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン	-	-	-	○	○	○	○
1, 1, 1-トリクロロエタン	-	-	-	○	○	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン	-	-	-	○	○	○	○
1, 3-ジクロロプロペン	-	-	-	○	○	○	○
チウラム	-	-	-	○	-	○	○
シマジン	-	-	-	○	-	○	○
チオベンカルブ	-	-	-	○	-	○	○
ベンゼン	-	-	-	○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○	○	-	○	○
1, 4-ジオキサン	-	○	-	○	○	○	○
ダイオキシン類	-	○	○	○	-	○	○

(注) 表中の「○」は取り扱うことができるものを、「-」は取り扱うことができないものを示す。

許可自治体	長野県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第2009000875号	許可期限日	2027(令和9)年03月22日



書 換 交 付

許可番号 2009000875

### 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地  
 氏 名 オオノ開発株式会社  
 代表取締役 大野 照旺

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事 阿部 守



許可の年月日 令和4年3月23日  
 許可の有効年月日 令和9年3月22日

#### 1 事業の範囲

取扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く。)	積替 保管	出○：取扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等	自動車等 破砕物
燃え殻	-	-	-	-	-
汚泥	-	○	-	-	-
廃油	-	-	-	-	-
廃酸	-	-	-	-	-
廃アルカリ	-	-	-	-	-
廃プラスチック類	-	○	-	-	-
紙くず	-	-	-	-	-
木くず	-	-	-	-	-
繊維くず	-	-	-	-	-
動植物性残渣	-	-	-	-	-
動物系固形不燃物	-	-	-	-	-
ゴムくず	-	-	-	-	-
金属くず	-	-	-	-	-
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	-	○	-	-	-
紙くず	-	-	-	-	-
ばいじん	-	-	-	-	-

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3 許可の条件 なし

4 許可の更新又は変更の状況

・令和4年3月23日 新規許可

5 県内の政令市における積替え許可の有無  
 市名 該当なし 許可番号 該当なし 有 ・ 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 (有) ・ 無

許可自治体	長野県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第2059000875号	許可期限日	2027(令和9)年03月22日


書 換 交 付

許可番号 2059000875

### 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地  
 氏 名 オオノ開発株式会社  
 代表取締役 大野 照旺

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事 阿部 守一
 

許可の年月日 令和4年3月23日  
 許可の有効年月日 令和9年3月22日

1 事業の範囲

取扱う特別管理産業廃棄物の種類	(特定有害産業廃棄物の種類については別表参照) (特記事項)	積替 保管
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）	-	-
廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）	-	-
廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）	-	-
感染性産業廃棄物	-	-
廃石棉等	-	-

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
 該当なし

3 許可の条件 無し

4 許可の更新又は変更の状況  
 ・令和4年3月23日 新規許可

5 県内の政令市における積替え許可の有無 有 ・  無  
 市名 該当なし 許可番号 該当なし

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無  有 ・ 無

許可自治体	長野県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第2059000875号	許可期限日	2027(令和9)年03月22日

別表

有害物質	特定有害産業廃棄物の種類		
	廃油	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	-	○	○
カドミウム又はその化合物	-	○	○
鉛又はその化合物	-	○	○
有機燐化合物	-	○	○
六価クロム化合物	-	○	○
砒素又はその化合物	-	○	○
シアン化合物	-	○	○
PCB	-	-	-
トリクロロエチレン	○	○	○
テトラクロロエチレン	○	○	○
ジクロロメタン	○	○	○
四塩化炭素	○	○	○
1, 2-ジクロロエタン	○	○	○
1, 1-ジクロロエチレン	○	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン	○	○	○
1, 1, 1-トリクロロエタン	○	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン	○	○	○
1, 3-ジクロロプロペン	○	○	○
チウラム	-	○	○
シマジン	-	○	○
チオベンカルブ	-	○	○
ベンゼン	○	○	○
セレン又はその化合物	-	○	○
1, 4-ジオキサン	○	○	○
ダイオキシン類	-	○	○

表中の「○」は取扱うことができるもの、  
「-」は取扱うことができないものを示す。

許可自治体	岐阜県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02100000875号	許可期限日	2025(令和7)年11月29日

許可番号 02100000875

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏名 オオノ開発株式会社  
代表取締役 大野 照旺

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県知事 古田 肇

許可の年月日 令和 2年11月30日  
許可の有効年月日 令和 7年11月29日

## 1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

燃え殻、汚泥、ゴムくず

上記3品目は石炭含有産業廃棄物であるものを除く。

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改装又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類

上記7品目は石炭含有産業廃棄物であるものを含む。

廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、動物系固形不要物、紙さい、ばいじん

以上 17種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
該当なし

## 3 許可の条件

なし

## 4 許可の更新又は変更の状況

令和 2年11月30日 産業廃棄物収集運搬業許可（新規）

令和 4年 5月17日 産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）

5 積替え許可の有無 有 ・ 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無  ・ 無



許可自治体	岐阜県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02150000875号	許可期限日	2025(令和7)年11月29日


許可番号 02150000875

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北橋本町甲184番地

氏 名 オオノ開発株式会社  
代表取締役 大野 源旺

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県知事 古田 盛 

許可の年月日 令和 2年11月30日  
許可の有効年月日 令和 7年11月29日

---

1 事業の種類  
 積替え、保管を除く。  
 引火性廃油、腐食性酸液、腐食性塩アルカリ、感染症産業廃棄物、特定有害腐食剤等、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 1, 2-ジクロロプロパン、ベンゼン、1, 4-ジオキサンを含むもの）、特定有害酸液（有機リン、六価クロム、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 1, 3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類、アルキル水銀、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むもの）、特定有害塩アルカリ（有機リン、六価クロム、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 1, 3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類、アルキル水銀、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むもの）  
 以上 8種類

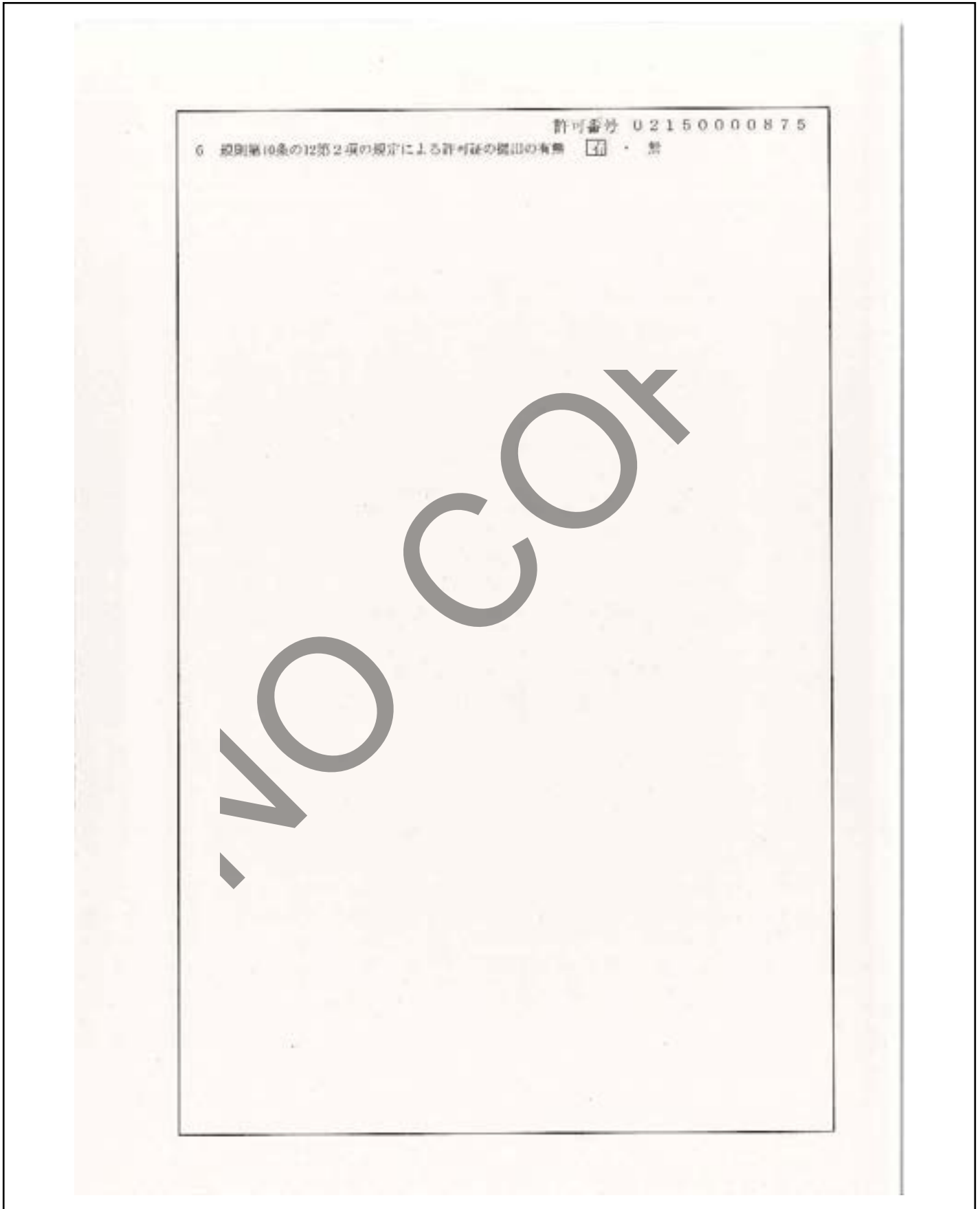
2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上頭及び積み上げることができる高さ該当なし

3 許可の条件  
なし

4 許可の更新又は変更の状況  
 令和 2年11月30日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（新規）  
 令和 4年 5月17日 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）

5 積替え許可の有無 有  無

許可自治体	岐阜県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02150000875号	許可期限日	2025(令和7)年11月29日



許可自治体	静岡県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02201000875号	許可期限日	2028(令和10)年09月06日

様式第七号(第十条の二関係)

第02201000875号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏名 オオノ開発 株式会社

代表取締役 大野 照旺

産業物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 川勝 平太



許可の年月日 令和5年9月7日

許可の有効年月日 令和10年9月6日

## 1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬(積替え及び保管行為を除く)  
 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類(石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有廃棄物を含む。)、燃え殻(水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、汚泥(石綿含有廃棄物、水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、灰渣、塵埃(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不燃物、鉱さい(水銀含有ばいじん等を含む。)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)、13号廃棄物

以上 18品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

## 3. 許可の条件

## 4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年9月7日 新規許可

## 5. 積替え許可の有無 無

## 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

許可自治体	静岡県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02251000875号	許可期限日	2028(令和10)年09月06日

様式第十三号（第一条の十四関係）

第02251000875号

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏名 オオノ開発 株式会社

代表取締役 大野 照吐

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 川勝 平太

許可の年月日 令和5年9月7日

許可の有効年月日 令和10年9月6日

## 1. 事業の範囲

事業の区分

特別管理産業廃棄物の種類

収集運搬（積替え及び保管行為を除く）

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、廃PCB等（低濃度PCB含有廃棄物及び微量PCB汚染廃電気機器等に限る。）、PCB汚染物（低濃度PCB含有廃棄物及び微量PCB汚染廃電気機器等に限る。）、特定有害鉱さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、特定有害廃石綿等、特定有害ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）、特定有害燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。）、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）、特定有害汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）、特定有害廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-

許可自治体	静岡県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02251000875号	許可期限日	2028(令和10)年09月06日

、1-トリクロロエタン、1、1、2-トリクロロエタン、1、3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1、4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）、特定有害廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1、2-ジクロロエタン、1、1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）、PCB処理物（低濃度PCB含有廃棄物及び微量PCB汚染廃電気機器等に限る。）

以上 112品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 5年 9月 7日 新規許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

許可自治体	愛知県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02300000875号	許可期限日	2025(令和7)年08月24日

許可番号第02300000875号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県松山市北物本町甲184番地

氏名 オオノ開発 株式会社  
代表取締役 大野 照旺 様  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀章



許可の年月日 令和 2 (2020) 年 8 月 2 5 日  
許可の有効年月日 令和 7 (2025) 年 8 月 2 4 日

## 1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ダスト類（水銀含有ばいじん等を除く。）

以上 17 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

## 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることのできる高さ

該当なし

## 3 許可の条件

なし

## 4 許可の更新又は変更の状況

令和 2 年 8 月 2 5 日 新規許可

令和 4 年 4 月 1 2 日 書換

## 5 積替え許可の有無

有 ・ (●)

## 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ (●)

許可自治体	愛知県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02350000875号	許可期限日	2025(令和7)年08月24日

許可番号第02360000875号

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県松山市北梅本町甲184番地

氏 名 オオノ開発 株式会社  
代表取締役 大野 照旺 様  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の五第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章

許可の年月日 令和 4 (2022) 年 11 月 21 日  
許可の有効年月日 令和 7 (2025) 年 8 月 24 日

### 1 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害  
廃石棉等

以上 5 品目

(2) 積替え、保管を含む。

特定有害廃PCB等（微量PCB汚染廃電気機器等及び低濃度PCB含有廃  
棄物に限る。）、特定有害PCB汚染物（微量PCB汚染廃電気機器等及び低  
濃度PCB含有廃棄物に限る。）、特定有害PCB処理物（微量PCB汚染廃  
電気機器等及び低濃度PCB含有廃棄物に限る。）、

以上 3 品目

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれ  
ぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及  
び積み上げることができる高さ

(1) 所在地

愛知県知多市北浜町11番地1

(2) 面積

996m<sup>2</sup> (保管面積 699m<sup>2</sup>)

(3) 特別管理産業廃棄物の種類

特定有害廃PCB等（微量PCB汚染廃電気機器等及び低濃度PCB含有廃

許可自治体	愛知県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02350000875号	許可期限日	2025(令和7)年08月24日

許可番号第02360000875号

棄物に限る。)、特定有害PCB汚染物(微量PCB汚染廃電気機器等及び低濃度PCB含有廃棄物に限る。)、特定有害PCB処理物(微量PCB汚染廃電気機器等及び低濃度PCB含有廃棄物に限る。)

(4) 保管上限

2,376.60m<sup>3</sup>

(5) 高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

令和 2年 8月25日 新規許可

令和 4年11月21日 変更許可

5 積替え許可の有無

有 ・ 

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有 ・



許可自治体	三重県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02400000875号	許可期限日	2025(令和7)年11月18日

許可番号 第02400000875号	
<b>産業廃棄物収集運搬業許可証</b>	
住 所	愛媛県松山市北梅本町甲184番地
氏 名	オオノ開発株式会社 代表取締役 大野 照旺
産業物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。	
三重県知事 一見 勝之 	
許可の年月日	令和 2年11月19日
許可の有効年月日	令和 7年11月18日
<p>1. 事業の範囲</p> <p>(積替え・保管を除く。)</p> <p>取り扱う産業廃棄物の種類  燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、  廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、  廃プラスチック類（石棉含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、  ゴムくず、金属くず、ガラスくず等（石棉含有産業廃棄物を含む。）、  紙さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石棉含有産業廃棄物を含む。）、  ばいじん（水銀含有ばいじん等を除く。）、処分するために処理したもの  （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上17種類</p> <p>※備考  ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改装、又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。  産業物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第11号に規定する動物系固形不要物については、産業廃棄物収集運搬業の許可を要しないこととされていることから本許可証には同品目を記載しない。</p>	
<p>2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）</p> <p>該当なし</p>	
<p>3. 許可の条件</p> <p>なし</p>	
<p>4. 許可の更新又は変更の状況</p> <p>令和4年 4月 4日 代表者の変更届による書換</p>	
<p>5. 積替え許可の有無</p> <p>市名 無 許可番号 無</p>	
<p>6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無</p> <p>有</p>	



許可自治体	京都府	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02650000875号	許可期限日	2026(令和8)年06月26日

様式第十三号 (第十条の十四関係)

許可番号 02650000875

### 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏名 オオノ開発株式会社  
代表取締役 大野 剛旺

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇隆俊

許可の年月日 令和3年9月22日

許可の有効年月日 令和8年6月26日

1. 事業の範囲  
(積替え又は保管を含まない)  
①廃PCB等(微量PCB汚染廃油に限る。)  
②PCB汚染物(微量PCB汚染廃油が塗布され、集み込み、付着し、又は封入された紙くず、木くず、廃プラスチック類、金属くず及び陶磁器くずに限る。)  
以上2種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
なし

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況  
平成23年6月27日：当初許可  
平成23年9月28日：更新許可  
令和3年9月22日：更新許可  
令和4年4月12日：代表者の変更に伴う許可証の書換え

5. 積替え許可の有無 有・

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・

(日本産業規格 A列4番)



許可自治体	大阪府	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02700000875号	許可期限日	2024(令和6)年10月31日


許可番号 第02700000875号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏 名 **オオノ開発株式会社**  
代表取締役 大野 照旺

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項及び第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文 

許可の年月日 令和元年11月1日

許可の有効年月日 令和6年10月31日

---

**1. 事業の範囲**

事業の区分： 積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類

1 燃え殻	17 ばいじん
2 汚泥	18 処分するために処理したもの
3 廃油	
4 廃酸	
5 廃アルカリ	
6 廃プラスチック類	
7 紙くず	
8 木くず	
9 繊維くず	
10 植物性残さ	
11 動物系固形不要物	
12 ゴムくず	
13 金属くず	
14 ガラスくず	
15 灰さい	
16 粉じん類	

石炭含有産業廃棄物を含む  
水銀使用製品産業廃棄物を含む 水銀含有ばいじん等を含む  
以上18種類

1, 2, 4, 5, 15, 17については水銀含有ばいじん等を含む

**2. 許可の条件**  
なし

**3. 許可の更新又は変更の状況**  
令和元年11月1日 当初許可  
令和4年4月8日 書換交付  
令和6年1月5日 変更許可

**4. 府内の政令市による積替え許可の有無** 無

**5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無** 有

以下余白

許可自治体	大阪府	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02750000875号	許可期限日	2025(令和7)年10月07日

許可番号 第02750000875号

### 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北柳本町甲184番地

氏名 才オノ開発株式会社  
代表取締役 大野 照旺

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項及び第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文

許可の年月日 令和2年10月8日

許可の有効年月日 令和7年10月7日

---

1. 事業の範囲  
事業の区分： 積替え・保管を含まない  
特別管理産業廃棄物の種類  
1 燃え殻  
2 汚泥  
3 廃油  
4 廃酸  
5 廃アルカリ  
6 鉱さい  
7 ばいじん  
8 特別管理産業廃棄物  
9 廃石膏等  
10 廃PCB等  
11 PCB汚染物  
12 PCB処理物  
以上12種類  
10, 11, 12については気濃度PCBに限る。

2. 許可の条件  
なし


3. 許可の更新又は変更の状況  
令和2年10月8日 当初許可  
令和4年4月8日 書換交付  
令和6年1月5日 変更許可

4. 府内の政令市による積替え許可の有無 無

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白

許可自治体	兵庫県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02803000875号	許可期限日	2025(令和7)年07月01日



許可番号 第 02803000875 号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地


氏 名 オオノ開発株式会社  
代表取締役 大野 照旺

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋藤元彦

許可の年月日 令和2年7月2日

許可の有効年月日 令和7年7月1日



**1. 事業の範囲**

事業の区分: 収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

1. 燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く)
2. 汚泥(水銀含有ばいじん等を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。)
3. 廃油
4. 廃酸(水銀含有ばいじん等を除く)
5. 廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く)
6. 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)
7. 紙くず
8. 木くず
9. 繊維くず
10. 絶縁物性残さ
11. 製物系固形不要物
12. ゴムくず
13. 金属くず
14. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)
15. 鉱さい(水銀含有ばいじん等を除く)
16. ばねくず(石綿含有産業廃棄物を含む)
17. ばいじん(水銀含有ばいじん等を除く)
18. 13号産業廃棄物

以上 18 種類

上記については、木製使用製品産業廃棄物を除く。

**2. 許可の条件**

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

**3. 許可の更新又は変更の状況**

令和2年7月2日 新規許可

**4. 積替え許可の有無** 無

**5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無** 無

令和4年4月25日 変更届により書換え



許可自治体	兵庫県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第02853000875号	許可期限日	2025(令和7)年07月01日

許可番号 第 02853000875 号

### 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏名 オオノ開発株式会社  
代表取締役 大野 照旺

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋藤元彦

許可の年月日 令和2年7月2日

許可の有効年月日 令和7年7月1日

兵庫県知事印  
阪神支庁民局

1. 事業の範囲  
事業の区分: 収集運搬業(積替え・保管を含まない)  
取扱特別管理産業廃棄物の種類  
1. 廃油  
2. 炭酸  
3. 廃アルカリ  
4. 感染性産業廃棄物  
5. 廃石綿等  
以上5種類

2. 許可の条件  
当該特別管理産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況  
令和2年7月2日 新規許可

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無  
令和4年4月25日 変更届により書換え

許可自治体	和歌山県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03000000875号	許可期限日	2029(令和11)年02月25日

許可番号 第03000000875号

### 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地  
 名称 オオノ開発株式会社  
 代表取締役 大野 照旺

産業物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事 岸本 周平

許可の年月日 令和6年2月26日  
 許可の有効年月日 令和11年2月25日



---

1. 事業の範囲

取扱産業廃棄物の種類

1) 燃え殻 2) 汚泥 3) 廃油 4) 廃酸 5) 廃アルカリ 6) 廃プラスチック類 7) 紙くず 8) 木くず 9) 繊維くず	10) 動物性残さ 11) 動物性固形不要物 12) ゴムくず 13) 金属くず 14) ガラスくず 15) 鉱さい 16) がれき類 17) ばいじん 18) 令第2条第13号
---------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

水銀使用製品産業廃棄物を含む。

取扱産業廃棄物のうち、水銀含有ばいじん等が含まれるもの  
 1) 2) 4) 5) 15) 17)

取扱産業廃棄物のうち、石棉含有産業廃棄物が含まれるもの  
 2) 6) 14) 16)

積替え又は保管を含まない。

2. 積替え又は保管を行う施設  
なし

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況  
なし

5. 積替え許可の有無(和歌山市区域) 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有



許可自治体	和歌山県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03050000875号	許可期限日	2029(令和11)年02月25日

許可番号 第03050000875号

### 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

名称 オオノ開発株式会社  
代表取締役 大野 照旺

産業物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事 岸本 周

許可の年月日 令和6年2月26日

許可の有効年月日 令和11年2月25日



---

1. 事業の範囲

取扱特別管理産業廃棄物の種類

- 1) 廃油（揮発油類、灯油類若しくは軽油類又は1-ヘキサン、1-ヘプタン、2-ヘキサン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン若しくは1,4-ジクロロベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- 2) 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、シアン化合物、トリクロロエタン、トリクロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、トリメチルベンゼン、シクロヘキサン、ヘキサン、ペンタン、セレン若しくはその化合物、1,4-ジクロロベンゼン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 3) 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12以上のもの又は水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、シアン化合物、トリクロロエタン、トリクロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、トリメチルベンゼン、シクロヘキサン、ヘキサン、ペンタン、セレン若しくはその化合物、1,4-ジクロロベンゼン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 4) 廃PCB等（低濃度のものに限る。）
- 5) PCB汚染物（低濃度のものに限る。）
- 6) PCB処理物（低濃度のものに限る。）
- 7) 鉱さい（水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 8) 廃水銀等
- 9) はいしん（水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、セレン若しくはその化合物、1,4-ジクロロベンゼン若しくはその化合物、1,4-ジクロロベンゼン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 10) 燃え殻（鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、セレン若しくはその化合物又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 11) 汚泥（水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、シアン化合物、トリクロロエタン、トリクロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、トリメチルベンゼン、シクロヘキサン、ヘキサン、ペンタン、セレン若しくはその化合物、1,4-ジクロロベンゼン若しくはその化合物、1,4-ジクロロベンゼン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

積替え又は保管を含まない。

2. 積替え又は保管を行う施設  
なし
3. 許可の条件  
なし
4. 許可の更新又は変更の状況  
なし

(裏面に続く)

許可自治体	和歌山県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03050000875号	許可期限日	2029(令和11)年02月25日

(裏面)

5. 積替え許可の有無 (和歌山市区域) 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

NO COPY

許可自治体	岡山県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03300000875号	許可期限日	2028(令和10)年03月14日

許可番号 第03300000875号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北梅木町甲184番地  
 名称 オオノ開発株式会社  
 代表取締役 大野 樹正

産業物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受け事業者であることを証する。

岡山県知事 伊藤 隆雄

許可の年 令和5年3月16日  
 許可の有効年月日 令和10年3月14日

---

1. 事業の範囲
  - (1) 積替え又は保管の有無 無
  - (2) 取り扱う産業廃棄物の種類 資源別表のとおり 17種類
2. 積替え又は保管を行う場所の所在地及び面積並びに当該場所をそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることのできる高さ 該当なし
3. 許可の条件 なし
4. 許可の変更又は変更の状況 令和5年3月16日 新規許可
5. 積替え許可の有無 無
6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

許可自治体	岡山県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03300000875号	許可期限日	2028(令和10)年03月14日

別表

取り扱う産業廃棄物の種類

オオノ環境株式会社

産業廃棄物の種別	取り扱う産業廃棄物の種類		積替え・保管の有無	
	取扱う品目	限定がある場合 その内容	取扱う品目	限定がある場合 その内容
1 紙くず	○			
2 汚泥	○			
3 溶剤	○			
4 廃薬	○			
5 廃アルミ	○			
6 廃プラスチック類	○			
7 鉄くず	○			
8 木くず	○			
9 銅くず	○			
10 銅合金くず	○			
11 鉛物系同梱物	-			
12 びんくず	○			
13 金属くず	○			
14 ガラスくず等	○			
15 鉛たい	○			
16 鉛たい	○			
17 金属の残渣	-			
18 銅物の残渣	-			
19 ばいり	○			
20 廃電線等の処理物	○			
21 輸入廃棄物	-			

	取り扱う産業廃棄物	積替え・保管を行う産業廃棄物
石質含有産業廃棄物が含まれるかどうか	含む	
水銀使用器具産業廃棄物が含まれるかどうか	含まない	
水銀含有ばいじん等が含まれるかどうか	含まない	

【備考】「○」「□」は取り扱うことができるもの、「-」は取り扱うことができないものを示す。  
 ・ガラスくず等とは、ガラスくず・コンタリートくず(おれき物を除く)・陶磁器くずのこと。  
 ・積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。

許可自治体	岡山県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03350000875号	許可期限日	2028(令和10)年03月21日

許可番号 第03350000875号

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

往 所 愛媛県松山市北本町甲184番地  
 名 称 オオノ開設株式会社  
 代表取締役 大野 照旺

産業物の処理及び廃掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆

許可の年月日 令和5年3月22日  
 許可の有効年月日 令和10年3月21日

---

1. 事業の範囲

(1) 積替え又は保管の有無 無  
 (2) 取り扱ふ特別管理産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 3種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所における積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
 該当なし

3. 許可の条件  
 なし

4. 更新の要否又は変更の状況  
 令和5年3月22日 新規許可

5. 積替え許可の有無  
 無

6. 規則第10条の12第5項において準用する規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無  
 有

許可自治体	岡山県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03350000875号	許可期限日	2028(令和10)年03月21日

別表

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

オア、加付表

特別管理産業廃棄物の種類	取り扱う廃棄物の種類		譲渡先・保管の有無	
	取り扱う品目	限定がある場合 その内容	取り扱う品目	限定がある場合 その内容
1 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）	○			
2 廃酸（pH2.0以下のもの）	○			
3 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）	○			
4 汚泥（地産廃棄物）				
5 汚泥（自給）				
6 有機溶剤				
7 PCB処理物				
8 水質汚濁				
9 廃石綿類				
10 高P・O・D等、臭水酸等、臭石類等を含む特別有害産業廃棄物				
高P・O・D等				
臭水酸等				
臭石類等				
特別有害産業廃棄物				
ダイオキシン類				
1,4-ジオキサジン				
オレフィン系その化合物				
ベンゼン				
トルエン				
キシレン				
ニトロベンゼン				
フェノール				
ホルムアルデヒド				
アセトン				
メタノール				
エタノール				
1,2-ジクロロエタン				
1,1,1-トリクロロエタン				
四塩化炭素				
ジクロロメタン				
トリクロロメタン				
テトラクロロエタン				
トリクロロエチレン				
クロロベンゼン				
シアン化合物				
炭素又はその化合物				
六価クロム化合物				
有機窒素化合物				
鉛又はその化合物				
カドミウム又はその化合物				
アルキル水銀化合物				
水銀又はその化合物				

（注）表中「○」は取り扱うことができるもの、「-」は取り扱うことができないものを示す。  
 ・積積：保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。




許可自治体	広島県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03450000875号	許可期限日	2026(令和8)年12月06日

許可番号 第03450000875号

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北楠本町甲184番地  
 氏名 才ノ園豊 株式会社  
 代表取締役 大野 照延

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第114条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎 英彦 

許可の年月日 令和3年12月7日  
 許可の有効年月日 令和8年12月6日

---

1. 事業の範囲

事業の区分  
 収集運搬（積替え・保管は含まない）  
 特別管理産業廃棄物の種類  
 ・ 廃PCB等（電気機器又はケーブル（PCBを絶縁材料として使用した電気機器又はOPケーブルを除く。予に使用された絶縁油であって、数量の多量に よ っ て汚染されたもの（以下「微量PCB汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったものに限る。）  
 ・ PCB汚染物（微量PCB汚染絶縁油が散布され、染み込み、付着し、又は付入された物が廃棄物となったものに限る。） 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための措置上限及び積み上げるることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況  
 令和3年12月17日 更新許可  
 令和4年4月3日 氏名の変更

5. 積替え許可の有無 無  
 市名 — 許可番号 —

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可自治体	山口県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03500000875号	許可期限日	2026(令和8)年03月18日

許可番号 第03500000875号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地  
氏名 オオノ開発株式会社  
代表取締役 大野 照旺

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣政

許可の年月日 令和 8 年 3 月 18 日

許可の有効年月日 令和 8 年 3 月 18 日

### 1. 事業の範囲

#### (1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・セラミックスくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、鉱さい、がれき類、ばいじん

(これらは、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上15種類

#### (2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

### 3. 許可の条件

#### 4. 許可の更新又は変更の状況

令和 4 年 4 月 4 日 変更届(変更事項:代表者(変更前:大野剛嗣))

#### 5. 積替え許可の有無

無

#### 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無


有



許可自治体	徳島県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第3600000875号	許可期限日	2028(令和10)年03月14日

許可番号3600000875	
産業廃棄物収集運搬業許可証	
住 所	愛媛県松山市北梅本町甲184番地
氏 名	オオノ開発株式会社 代表取締役 大野 照旺
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。 第14条の2第1項
徳島県知事 飯 泉 嘉 門	
許可の年月日	令和5年3月15日
許可の有効年月日	令和10年3月14日
<p>1. 事業の範囲</p> <p>(1) 積替え なし</p> <p>(2) 取り扱う産業廃棄物の種類 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（砕石を含むもの及び陶磁器くず）及び陶磁器くず、紙さい、がれき類、ばいじん、令第2条第13号廃棄物 (以上18種類、特別管理産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。)</p> <p>2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし</p> <p>3. 許可の条件 なし</p> <p>4. 許可の更新又は変更の状況 令和5年3月15日 新規許可</p> <p>5. 積替え許可の有無 なし</p> <p>6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無</p>	

許可自治体	徳島県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第3650000875号	許可期限日	2026(令和8)年05月31日



許可番号 3650000875

### 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏名 オオノ開発株式会社  
代表取締役 大野 聡旺

産業物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。  
第14条の5第1項

徳島県知事 飯泉 嘉門

許可の年月日 令和3年6月10日

許可の有効年月日 令和8年5月31日

---

1. 事業の範囲  
表面記載のとおり

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
なし

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成23年6月1日 新規許可  
平成28年5月27日 変更許可 (委託先、積替、保管場所、保管、特別管理産業廃棄物の種類、数量等について変更)  
平成28年6月23日 更新許可  
平成28年9月8日 変更届出 (委託先)  
令和3年6月10日 更新許可  
令和4年4月5日 変更届出 (委託先)


5. 積替えの有無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・

許可自治体	徳島県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第3650000875号	許可期限日	2026(令和8)年05月31日

	<p><b>1. 事業の範囲</b></p> <p>(1) 積替え なし</p> <p>(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類</p> <p>燃 気 (メタン以外の化合物、エタン以外の化合物、プロパン以外の化合物、ブタン以外の化合物、ペンタン以外の化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)</p> <p>汚 泥 (水素以外の化合物、メタン以外の化合物、エタン以外の化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、黄燐以外の化合物、シアン化合物、トリアゾロピリジン、トリアゾロピリジン、ジチオピリジン、有機ヒ素酸、1-2-ジチオロピリジン、1-1-ジチオピリジン、ビス-1-2-ジチオピリジン、1-1-1-トリチオピリジン、1-1-2-トリチオピリジン、1-2-ジチオプロピレン、チオラム、シマジン、チオベンゾルブ、ベンゼン、セレン以外の化合物、1-4-ジオキサジン、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)</p> <p>廃 油 (揮発油類、水素以外の化合物、又は、トリアゾロピリジン、トリアゾロピリジン、ジチオピリジン、有機ヒ素酸、1-2-ジチオロピリジン、1-1-ジチオピリジン、ビス-1-2-ジチオピリジン、1-1-1-トリチオピリジン、1-1-2-トリチオピリジン、1-2-ジチオプロピレン、チオラム、シマジン、チオベンゾルブ、ベンゼン、セレン以外の化合物、1-4-ジオキサジン、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)</p> <p>廃 酸 (強酸イオン交換樹脂以下のもので、又は、水素以外の化合物、メタン以外の化合物、エタン以外の化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、水素以外の化合物、シアン化合物、トリアゾロピリジン、トリアゾロピリジン、ジチオピリジン、有機ヒ素酸、1-2-ジチオロピリジン、1-1-ジチオロピリジン、ビス-1-2-ジチオピリジン、1-1-1-トリチオピリジン、1-1-2-トリチオピリジン、1-2-ジチオプロピレン、チオラム、シマジン、チオベンゾルブ、ベンゼン、セレン以外の化合物、1-4-ジオキサジン、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)</p> <p>廃アルカリ (強酸イオン交換樹脂以上のもので、又は、水素以外の化合物、メタン以外の化合物、エタン以外の化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、水素以外の化合物、シアン化合物、トリアゾロピリジン、トリアゾロピリジン、ジチオピリジン、有機ヒ素酸、1-2-ジチオロピリジン、1-1-ジチオロピリジン、ビス-1-2-ジチオピリジン、1-1-1-トリチオピリジン、1-1-2-トリチオピリジン、1-2-ジチオプロピレン、チオラム、シマジン、チオベンゾルブ、ベンゼン、セレン以外の化合物、1-4-ジオキサジン、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)</p> <p>ばいじん (水素以外の化合物、1-4-ジオキサジン、メタン以外の化合物、エタン以外の化合物、六価クロム化合物、黄燐以外の化合物、セレン以外の化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)</p> <p>感染性産業廃棄物</p> <p>腐ポリ塩化ビフェニル等 (揮発性有機化合物を含むものに限る。)</p> <p>ポリ塩化ビフェニル汚染物 (揮発性有機化合物を含むものに限る。)</p> <p>廃水銀等</p> <p>廃水銀等を処分するために処理したもの</p> <p>廃石棉等 (以上12種類)</p> <p>以下余白</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

許可自治体	香川県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03708000875号	許可期限日	2028(令和10)年09月02日



許可番号 03708000875

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地  
 氏名 オオノ開発 株式会社  
 代表取締役 大野 周旺  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 第14条第2項の許可を受けた者であることを証する。

香川県知事 池田 豊人

許可の年月日 令和5年9月3日  
 許可の有効年月日 令和10年9月2日

1. 事業の範囲

(1) 積替え又は保管の有無: 積替え又は保管を含まず。

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

①燃え殻②汚泥③廃油④廃プラスチック類⑤紙くず⑥木くず⑦繊維くず⑧動植物性残さ⑨金属くず⑩ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑪鉛酸蓄電池(ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。) 以上

自動車等破砕物	含まない。
石棉含有産業廃棄物	含む。
水銀使用製品産業廃棄物	含む。
水銀含有ばいじん等	含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
余白

3. 許可の条件  
余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年9月3日 (当初許可)  
 平成20年9月2日 (更新許可)  
 平成25年9月3日 (更新許可)  
 平成30年9月3日 (更新許可)  
 令和5年9月3日 (更新許可)

5. 積替え許可の有無 無

6. 州第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無  
以下 余白

備考  
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可自治体	香川県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03758000875号	許可期限日	2026(令和8)年06月29日



許可番号03758000875

### 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北海岸町甲184番地  
 氏名 オオノ園技 株式会社  
 代表取締役 大野 博正  
 (法人にあつては名料及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び汚濁防止に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。  
 第14条の6第1項

香川県知事 沢田 恵 造



許可の年月日 令和 3 年 6 月 30 日  
 許可の有効年月日 令和 8 年 6 月 29 日

- 事業の範囲
  - 積替え又は保管の有無：積替え又は保管を含まず。
  - 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類
 

廃 油 ①揮発油類、灯油類及び軽油類  
 ②次の物質を含むことのみにより有害なもの  
 ( 1,1,2-ジクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,2-ジクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン )

廃 酸 ①水素イオン濃度指数2.0以下のもの  
 ②次の物質を含むことのみにより有害なもの  
 ( 水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、鉛又はその化合物、有機錳化合物、有機鉛化合物、硫酸又はその化合物、リン化合物、トリクロロメタン、テトラクロロメタン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、1,1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、クロム、クロム、チオクロム酸、ベンゼン、セレン又はその化合物、ジエチル鉛 )

廃アルカリ ①水素イオン濃度指数12.5以上のもの  
 ②次の物質を含むことのみにより有害なもの  
 ( 水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、鉛又はその化合物、有機錳化合物、有機鉛化合物、硫酸又はその化合物、リン化合物、トリクロロメタン、テトラクロロメタン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、1,1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、クロム、クロム、チオクロム酸、ベンゼン、セレン又はその化合物、ジエチル鉛 )


特別管理産業廃棄物  
 廃ポリ塩化ビフェニル等 (ただし、電気機器又はOFケーブル (ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。) に使用された経路法であつて、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが廃棄物となつたものに限る。)  
 ポリ塩化ビフェニル汚染物 (ただし、微量のポリ塩化ビフェニル汚染物経路法が適用され、単品のみ、付着し、又は封入されたものが廃棄物となつたものに限る。)

廃水銀等  
 廃石綿等
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び処理み上げることができる高さ 余 白
- 許可の条件 余 白
- 許可の変更又は変更の状況
 

平成23年 6 月 30 日 (当初許可)  
 平成25年 6 月 11 日 (変更許可)  
 平成28年 7 月 14 日 (更新許可・変更許可)  
 令和 3 年 6 月 30 日 (更新許可)  
 令和 4 年 4 月 7 日 (法人代表者の変更による書換交付)
- 積替え許可の有無 一有・無
- 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 一有・無

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可自治体	愛媛県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03802000875号	許可期限日	2028(令和10)年05月31日



許可番号 03802000875



### 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北梅木町甲184番地  
 氏名 オオノ国登株式会社  
 代表取締役 大野 照延  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

第14条第1項の許可を受けた者である  
 ことを証する。

愛媛県中予保健所長 三木 優子

許可の年月日 令和3年6月22日  
 許可の有効年月日 令和10年5月31日

---

1. 事業の範囲  
 (事業の区分)  
 収集・運搬(積替え及び保管行為を含まず。)  
 (産業廃棄物の種類)  
 燃え殻(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、廃油(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、廃酸(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、敷さい(水銀含有ばいじん等を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)、処分するために処理したもの  
 以上18種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
 該当事項なし

3. 許可の条件  
 該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況  
 昭和55年5月19日(当初許可)  
 (裏面に続く)



許可自治体	愛媛県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03802000875号	許可期限日	2028(令和10)年05月31日

## (裏面)

昭和63年10月24日(更新許可(許可期限付に切替))

平成5年10月24日(更新許可)

平成10年10月24日(更新許可)

平成12年2月10日(変更許可(処分するために処理した物の以上4種類の追加))

平成13年2月23日(変更許可(積替え保管行為の追加))

平成15年10月24日(更新許可)

平成15年12月9日(住所変更(旧:愛媛県松山市水堀町1282番1))

平成18年3月31日(住所変更(旧:愛媛県松山市中野町甲100番地))

平成20年10月24日(更新許可)

平成22年9月1日(事業範囲の変更)

(積替え保管施設の追加 所在地:愛媛県新居町吉田中野甲1705番6 種類:プラスチック類、紙くず、木くず、  
 繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の断片、廃棄又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず)

平成23年1月19日(変更許可(プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の断片、廃棄又は除去に伴って生じたものを除く。))及び陶磁器くず)

平成25年10月24日(更新許可)

平成26年6月1日(優良基準適合確認)

平成28年6月1日(更新許可)

平成28年8月31日(代表者変更(旧:大野 剛嗣))

平成30年3月22日(積替え保管場所の一部廃止)

(廃止した積替え保管場所:愛媛県西条市船屋字カエガ谷乙21番2)

平成30年7月1日(積替え保管行為の廃止)

令和3年6月22日(優良認定)

令和3年6月22日(更新許可)

令和4年3月12日(代表者変更(旧:大野 剛嗣))

5. 松山市の区域における積替え許可の有無  有

松山市 許可番号 8910000875

6. 規程第9条の2第8項の規定による許可証の発行の有無  有

許可自治体	愛媛県	業の区分	産業廃棄物処分類
許可番号	第03842000875号	許可期限日	2027(令和9)年10月23日

許可番号: 03842000875

産業廃棄物処分類許可証

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地  
 氏名 オオノ開発株式会社  
 代表取締役 太野 照旺  
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)



第14条第6項  
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
 第14条の2第1項  
 の許可を受けた者であることを証する。

愛媛県中予保健所長 三木 優子



許可の年月日 令和 8年 2月 5日  
 許可の有効年月日 令和 9年10月23日

1. 事業の範囲

中間処分

焼却処分: 「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」、廃プラスチック類、廃油、木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、汚泥、廃酸、廃アルカリ、動物系固形不要物、金属くず、燃え殻、ばいじん、鉄くず、ゴムくず 以上16種類

切断処分: 金属くず 以上1種類

破碎処分: 「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」、がれき類、木くず 以上3種類

固化破碎処分: 汚泥(建設現場から発生する無機性汚泥に限る。) 以上1種類

混合造粒固化処分: 燃え殻(大気汚染防止法に規定するボイラーから排出されたものに限る。)、ばいじん(大気汚染防止法に規定するボイラーから排出されたものに限る。) 以上2種類

分離処分: 「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。)」 以上1種類

最終処分

埋立処分

管理型: 燃え殻、汚泥(石綿含有産業廃棄物を含む。)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、金属くず、鉄くず、ばいじん、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」(石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、産業廃棄物を処分するために処理したもの、繊維くず、動植物性残さ、廃油(タールピッチ類に限る。)、ゴムくず 以上15種類

2. 事業の用に供するすべての施設

設置場所: 東温市河之内字大小屋乙628番1 外

(1) 管理型処分場

1箇所

設置年月日: 平成19年 8月13日

許可年月日: 平成17年 2月17日、許可番号: 16第9-6号

変更許可年月日: 平成30年 5月25日、許可番号: 29第034号

埋立面積: 90,300㎡、埋立容量: 3,087,100㎡

(裏面に続く)



許可自治体	愛媛県	業の区分	産業廃棄物処分業
許可番号	第03842000875号	許可期限日	2027(令和9)年10月23日

(裏面)

- (2) 焼却施設 4式
- ア 焼却施設(令第7条第5号、第8号、第13号の2) (4号炉) 1基  
 設置年月日：平成 8年 8月 8日  
 許可年月日：平成 8年 6月 7日、許可番号：第28-4号  
 処理能力：12.8t/日(「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&#124;及び陶磁器くず」、廃プラスチック類、廃油、木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、腐酸、廃アルカリ、動物系固形不要物、金属くず、燃え殻、ばいじん、銹さい、ゴムくず)
- イ 焼却施設(令第7条第3号、第5号、第8号、第13号の2) (SST施設) 1基  
 設置年月日：平成23年 3月25日  
 許可年月日：平成20年12月22日、許可番号：20循第3-1号  
 処理能力：120t/日(「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&#124;及び陶磁器くず」、廃プラスチック類、廃油、木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、汚泥、腐酸、廃アルカリ、動物系固形不要物、金属くず、燃え殻、ばいじん、銹さい、ゴムくず)
- ウ 焼却施設(令第7条第3号、第5号、第8号、第13号の2) (SSH施設) 1基  
 設置年月日：平成23年 3月25日  
 許可年月日：平成20年12月22日、許可番号：20循第3-2号  
 処理能力：120t/日(「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&#124;及び陶磁器くず」、廃プラスチック類、廃油、木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、汚泥、腐酸、廃アルカリ、動物系固形不要物、金属くず、燃え殻、ばいじん、銹さい、ゴムくず)
- エ 焼却施設(令第7条第3号、第5号、第8号、第13号の2) (トンネルキルン) 1基  
 設置年月日：平成26年 5月23日  
 許可年月日：令和 4年12月28日、許可番号：4循第564号  
 処理能力：10.512t/日(「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&#124;及び陶磁器くず」、廃プラスチック類、廃油、木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、汚泥、腐酸、廃アルカリ、動物系固形不要物、金属くず、燃え殻、ばいじん、銹さい、ゴムくず)
- (3) 切断施設 1基  
 設置年月日：平成 4年 3月25日、処理能力：345t/日(金属くず)
- (4) 破碎施設 2基
- ア 破碎施設(令第7条第8号の2) 1基  
 設置年月日：平成22年 5月31日  
 許可年月日：平成21年 7月17日、許可番号：21中局環第20-4号  
 処理能力：2,400t/日(がれき類、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&#124;及び陶磁器くず」)
- イ 破碎施設(令第7条第8号の2) 1基  
 設置年月日：平成23年 3月29日  
 許可年月日：平成21年 7月17日、許可番号：21中局環第20-3号  
 処理能力：480t/日(木くず)
- (5) 固化破碎施設 2基
- ア 固化破碎施設(固定式) 1基  
 設置年月日：平成11年11月30日  
 処理能力：210m<sup>3</sup>/日(汚泥(建設現場から発生する無機性汚泥に限る。))
- イ 固化破碎施設(自走式) 1基  
 設置年月日：平成11年11月30日  
 処理能力：1,920m<sup>3</sup>/日(汚泥(建設現場から発生する無機性汚泥に限る。))
- (6) 混合造粒固化施設 2基
- ア 混合造粒固化施設 1基

(2枚目へ続く)

許可自治体	愛媛県	業の区分	産業廃棄物処分業
許可番号	第03842000875号	許可期限日	2027(令和9)年10月23日

( 2 枚 目 )

設置年月日：平成21年10月20日  
 処理能力：324 t/日（燃え殻（大気汚染防止法に規定するボイラーから排出されたものに限る。）  
 ばいじん（大気汚染防止法に規定するボイラーから排出されたものに限る。））

イ 混合造粒固化施設 1基

設置年月日：平成23年 8月26日  
 処理能力：486 t/日（燃え殻（大気汚染防止法に規定するボイラーから排出されたものに限る。）  
 ばいじん（大気汚染防止法に規定するボイラーから排出されたものに限る。））

(7) 分離施設 1基

設置年月日：平成15年 7月 5日  
 処理能力：28 t/日（「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に  
 伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（磨石膏ボードに限る。））

(8) 保管場所 17箇所

ア ビット1

保管面積：445.66㎡、保管上限：3,549.03㎡、積み上げることができる高さ：8m  
 保管する産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、  
 動植物性残さ、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工  
 作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び  
 陶磁器くず」、鉱さい、ばいじん、動物系固形不要物  
 以上12種類

イ ビット2

保管面積：23.97㎡、保管上限：114.79㎡、積み上げることができる高さ：5m  
 保管する産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、  
 動植物性残さ、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工  
 作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び  
 陶磁器くず」、鉱さい、ばいじん、動物系固形不要物  
 以上12種類

ウ ビット3

保管面積：23.97㎡、保管上限：114.79㎡、積み上げることができる高さ：5m  
 保管する産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、  
 動植物性残さ、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工  
 作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び  
 陶磁器くず」、鉱さい、ばいじん、動物系固形不要物  
 以上12種類

エ ビット4

保管面積：645.66㎡、保管上限：5,146.53㎡、積み上げることができる高さ：8m  
 保管する産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、  
 動植物性残さ、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工  
 作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び  
 陶磁器くず」、鉱さい、ばいじん、動物系固形不要物  
 以上12種類

オ ビット5

保管面積：23.97㎡、保管上限：114.79㎡、積み上げることができる高さ：5m  
 保管する産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、  
 動植物性残さ、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工  
 作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び  
 陶磁器くず」、鉱さい、ばいじん、動物系固形不要物  
 以上12種類

カ ビット6

保管面積：23.97㎡、保管上限：114.79㎡、積み上げることができる高さ：5m  
 保管する産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、

(裏面に続く)



許可自治体	愛媛県	業の区分	産業廃棄物処分業
許可番号	第03842000875号	許可期限日	2027(令和9)年10月23日

(裏面)

動植物性残さ、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」、鉄さじ、ばいじん、動物系固形不要物  
以上12種類

キ 屋外タンク

保管面積：4.71㎡、保管上限：20㎡、積み上げることができる高さ：4.56m  
保管する産業廃棄物の種類：廃油 以上1種類

ク 屋外タンク

保管面積：4.71㎡、保管上限：20㎡、積み上げることができる高さ：4.56m  
保管する産業廃棄物の種類：廃油 以上1種類

ケ 屋外タンク

保管面積：5.83㎡、保管上限：20㎡、積み上げることができる高さ：3.79m  
保管する産業廃棄物の種類：廃酸 以上1種類

コ 屋外タンク

保管面積：5.63㎡、保管上限：20㎡、積み上げることができる高さ：3.79m  
保管する産業廃棄物の種類：廃アルカリ 以上1種類

サ サイロ

保管面積：18.0㎡、保管上限：200㎡×2、積み上げることができる高さ：13.8m  
保管する産業廃棄物の種類：ばいじん 以上1種類

シ サイロ

保管面積：26.4㎡、保管上限：300㎡×3、積み上げることができる高さ：16.5m  
保管する産業廃棄物の種類：ばいじん 以上1種類

ス 倉庫

保管面積：200㎡、保管上限：200㎡、積み上げることができる高さ：1m  
保管する産業廃棄物の種類：廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」  
以上7種類

セ 倉庫

保管面積：400㎡、保管上限：60㎡、積み上げることができる高さ：1m  
保管する産業廃棄物の種類：汚泥 以上1種類

ゾ 倉庫

保管面積：300㎡、保管上限：110㎡、積み上げることができる高さ：2m  
保管する産業廃棄物の種類：廃油 以上1種類

タ 倉庫

保管面積：199.65㎡、保管上限：33㎡、積み上げることができる高さ：0.7m  
保管する産業廃棄物の種類：(金属くず、廃プラスチック類、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず)、ゴムくず、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリ(廃バッテリーに限る。)) 以上8種類

チ 倉庫

保管面積：1,500㎡、保管上限：159.8㎡、積み上げることができる高さ：0.7m  
保管する産業廃棄物の種類：(金属くず、廃プラスチック類、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず)、ゴムくず、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリ(廃バッテリーに限る。)) 以上8種類

3. 許可の条件

造粒固化物のリサイクルにあっては、自らの計画を遵守すること。

(1)受託する廃棄物、若しくは、造粒固化物の性状が変わる可能性がある場合は、造粒固化物

( 8 枚 目 へ 続 く )

許可自治体	愛媛県	業の区分	産業廃棄物処分量
許可番号	第03842000875号	許可期限日	2027(令和9)年10月23日

( 3 枚 目 )

- が土壤環境基準を満たすことを確認すること。
- (2)年1回以上の頻度で造粒固化物が土壤環境基準を満たすことを確認すること。
- (3)受託する燃え殻及びばいじんは、ダイオキシン類濃度 1,000pg-TEQ/g 以下のものに限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

- 昭和55年 5月19日 (当 初 許 可)
- 昭和63年10月24日 (更 新 許 可 (期限付許可に切替))
- 平成 5年10月24日 (更 新 許 可)
- 平成10年10月24日 (更 新 許 可)
- 平成12年 1月14日 (変 更 許 可)
- { 汚泥の固化破碎、木くずの破碎、埋立処分(管理型)に「産業廃棄物を処分するために処理したもの」を追加
- 平成14年 3月20日 (変 更 許 可 (汚泥の混合造粒固化を追加))
- 平成15年 8月14日 (変 更 許 可)
- { 「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」(廃石膏ボードに限る。) 以上1種類の分離処分を追加
- 平成15年10月24日 (更 新 許 可)
- 平成15年12月17日 (住 所 変 更 (旧:松山市水泥町1282番地1))
- 平成18年 4月10日 (住 所 変 更 (旧:松山市中野町甲100番地))
- 平成20年 1月22日 (変 更 届 出 (安定型処分場及び管理型処分場の追加))
- 平成20年 8月 7日 (変 更 届 出 (自走式がれき類破碎施設の廃止))
- 平成20年 9月 8日 (変 更 許 可)
- { 破碎処分に「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」 以上1種類を追加、埋立処分(安定型)にゴミくず 以上1種類を追加、埋立処分(管理型)に、木くず、紙くず 以上2種類を追加。
- 平成20年10月24日 (更 新 許 可)
- 平成21年10月20日 (変 更 許 可 (埋立処分(管理型)にがれき類1種類を追加))
- 平成21年11月 9日 (変 更 届 出 (汚泥の混合造粒固化処分を廃止))
- 平成21年11月16日 (変 更 許 可 (ばいじんの混合造粒固化処分を追加))
- 平成22年 6月10日 (変 更 許 可)
- { 破碎施設(がれき類、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」の追加
- 平成23年 8月 9日 (変 更 許 可)
- { 焼却処分に汚泥、廃酸、廃アルカリ、動物系固形不要物、金属くず、燃え殻、ばいじん、鉱さい 以上8種類を追加、焼却施設2基(SST、SSH)、破碎施設(木くず)の追加。破碎施設2基の廃止(がれき類、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)&及び陶磁器くず」)。(木くず)。
- 平成23年 9月 5日 (変 更 届 出 (混合造粒固化施設(ばいじん)の追加))
- 平成24年 5月25日 (変 更 届 出)
- { 昭和57年11月1日届出の安定型処分場、昭和60年2月12日届出の管理型処分場を廃止
- 平成24年10月16日 (変 更 届 出 (焼却施設1、2、3号炉の廃止))
- 平成25年10月24日 (優良基準適合確認)
- 平成25年10月24日 (更 新 許 可)
- 平成28年 8月31日 (代 表 者 変 更 (旧:大野 照旺))
- 平成29年 3月31日 (変 更 許 可)
- { 埋立処分(管理型)に繊維くず、動植物性残さ、廃油(タールピッチ類に限る。) 以上3種類を追加
- 平成29年11月27日 (変 更 届 出 (埋立処分(安定型)の廃止))
- 令和 元年 9月 3日 (変 更 届 出 (保管場所の追加及び変更))

( 裏 面 に 続 く )



許可自治体	愛媛県	業の区分	産業廃棄物処分業
許可番号	第03842000875号	許可期限日	2027(令和9)年10月23日

## ( 裏 面 )

令和 元年 9月19日 (変更届出 (管理型処分場の埋立面積及び埋立容量の変更) )  
 令和 2年 4月 8日 (変更許可)  
 (焼却処分にゴミくず 以上1種類を追加。埋立処分 (管理型) にゴミくず 以上1種類を追  
 加。保管場所の追加及び変更。)  
 令和 3年 2月 5日 (優良認定)  
 令和 3年 2月 5日 (更新許可)  
 令和 4年 3月12日 (代表者変更 (旧: 大野 剛嗣) )  
 令和 5年 2月20日 (焼却施設1基 (トンネルキルン) 及び保管場所の追加)  
 令和 5年 3月15日 (変更許可)  
 (混合造粒固化処分に燃え殻 (大気汚染防止法に規定するボイラーから排出されたものに限る。)  
 以上1種類を追加。)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有  無

許可自治体	愛媛県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03852000875号	許可期限日	2028(令和10)年05月31日

許可番号03852000875

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地  
 氏 名 オオノ開発株式会社  
 代表取締役 大野 照旺  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)



第14条の4第1項の許可を受けた者である  
 第14条の5第1項の許可を受けた者である  
 ことを証する。

愛媛県中予保健所長 三木 優子



許 可 の 年 月 日  
 許 可 の 有 効 年 月 日

令和 3年 7月 9日  
 令和10年 5月31日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬(積替え及び保管行為を含まず。)

(特別管理産業廃棄物の種類)

廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)、

廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの又はアルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)、

廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの又はアルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)、

(裏面に続く)

許可自治体	愛媛県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03852000875号	許可期限日	2028(令和10)年05月31日

## (裏面)

感染性産業廃棄物、廃石棉等、廃PCB等(低濃度PCBに限る。)、PCB汚染物(低濃度PCBに限る。)、PCB処理物(低濃度PCBに限る。)、

燃え殻(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)、

ばいじん(アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)、

汚泥(アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)、

廃水銀等、廃水銀等を処分するために処理したもの  
以上13種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
該当事項なし

3. 許可の条件  
該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成5年7月12日(当初許可)

平成10年7月12日(更新許可)

平成15年7月12日(更新許可)

平成15年12月9日(住所変更(旧:愛媛県松山市水泥町1282番1))

平成18年3月31日(住所変更(旧:愛媛県松山市中野町甲100番地))

平成20年7月12日(更新許可)

平成23年1月19日(変更許可(廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物、廃酸、廃アルカリ以上5種類の追加))

平成25年3月21日(変更許可)

廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことにより有害なもの)、

廃酸(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なもの)、

廃アルカリ(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なもの) 以上3種類の追加

(2枚目に続く)

許可自治体	愛媛県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03852000875号	許可期限日	2028(令和10)年05月31日

( 2 枚 目 )

平成25年 7月 2日(変 更 許 可)  
 (廃油(1,4-ジオキサンを含むことにより有害なもの)、廃酸(1,4-ジオキサンを含むことにより有害なもの)、廃アルカリ(1,4-ジオキサンを含むことにより有害なもの) 以上3種類を追加)  
 平成25年 7月12日(更 新 許 可)  
 平成26年 6月 1日(優良基準適合確認)  
 平成26年 6月 1日(更 新 許 可)  
 平成27年 4月22日(変 更 許 可)

廃酸(アルキル水銀化合物及びポリ塩化ビフェニルを含むことにより有害なもの)、  
 廃アルカリ(アルキル水銀化合物及びポリ塩化ビフェニルを含むことにより有害なもの)、  
 燃え殻(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なもの)、  
 ばいじん(アルキル水銀化合物及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことにより有害なもの)、  
 汚泥(アルキル水銀化合物及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことにより有害なもの)

以上5種類の追加

平成28年 6月15日(変 更 許 可)  
 (廃水銀等、廃水銀等を処分するために処理したもの 以上2種類の追加)  
 平成28年 8月31日(代 表 者 変 更(旧:大野 照旺))  
 令和 3年 7月 9日(事業の一部廃止)  
 (廃PCB等、PCB汚染物及びPCB処理物に(低濃度PCBに限る。)を追加。)  
 令和 3年 7月 9日(優 良 認 定)  
 令和 3年 7月 9日(更 新 許 可)  
 令和 4年 3月12日(代 表 者 変 更(旧:大野 剛嗣))

5. 松山市の区域における積替え許可の有無 有・

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・





許可自治体	愛媛県	業の区分	特別管理産業廃棄物処分業
許可番号	第03892000875号	許可期限日	2027(令和9)年10月23日

許可番号 03892000875

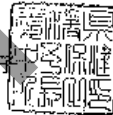
特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地  
 氏名 オオノ開発株式会社  
 代表取締役 大野 照旺  
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)



第14条の4第6項  
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた者である  
 第14条の5第1項  
 ことを証する。

愛媛県中予保健所長 三木 優子



許可の年月日 令和 3年 2月 5日  
 許可の有効期限 令和 9年10月23日

1. 事業の範囲

中間処分

焼却処分：廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又はカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度12.5以上のもの又はカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

感染性産業廃棄物 以上4種類

不溶化処分：廃酸（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。水銀回収義務がないものに限る。）

廃アルカリ（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。水銀回収義務がないものに限る。）

汚泥（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物

(裏面に続く)

許可自治体	愛媛県	業の区分	特別管理産業廃棄物処分業
許可番号	第03892000875号	許可期限日	2027(令和9)年10月23日

(裏面)

物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。水銀回収義務がないものに限る。)

燃え殻(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。水銀回収義務がないものに限る。)

ばいじん(アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。水銀回収義務がないものに限る。) 以上5種類

分解処分: 腐酸(有機燐化合物、チウラムを含むことのみにより有害なものに限る。)  
腐アルカリ(有機燐化合物、チウラムを含むことのみにより有害なものに限る。)

汚泥(有機燐化合物、チウラムを含むことのみにより有害なものに限る。)  
以上3種類

溶解処分: 汚泥(シアン化合物、シマジシ、チオベンカルブ、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

燃え殻(ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)  
ばいじん(ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)  
以上3種類

最終処分

埋立処分: 廃石綿等 以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 焼却施設

ア 焼却施設(令第7条第5号、第8号、第13号の2) (4号炉) 3基

設置場所: 東温市河之内宇大小屋乙628番37 1基

設置年月日: 平成8年8月8日

許可年月日: 平成8年6月7日、許可番号: 第28-4号

処理能力: 12,8t/日

イ 焼却施設(令第7条第3号、第5号、第8号、第13号の2) (SST施設) 1基

設置場所: 東温市河之内宇大小屋乙628番37、宇北引岩乙815番45

設置年月日: 平成23年8月25日

許可年月日: 平成20年12月22日、許可番号: 20循第3-1号

設置年月日: 平成23年3月25日

処理能力: 120t/日

ウ 焼却施設(令第7条第3号、第5号、第8号、第13号の2) (SSH施設) 1基

設置場所: 東温市河之内宇大小屋乙628番37、宇北引岩乙815番45

設置年月日: 平成23年3月25日

許可年月日: 平成20年12月22日、許可番号: 20循第3-2号

設置年月日: 平成23年3月25日

処理能力: 120t/日

エ 焼却施設(令第7条第3号、第5号、第8号、第13号の2) (トシネルキルン) 1基

設置年月日: 平成26年5月25日

許可年月日: 令和4年12月28日、許可番号: 4循第564号

処理能力: 10,512t/日

(2) 管理型処分場

設置場所: 東温市河之内宇大小屋乙628番1 1箇所

設置年月日: 平成19年8月13日

許可年月日: 平成17年2月17日、許可番号: 16廃第9-6号

(2枚目へ続く)



許可自治体	愛媛県	業の区分	特別管理産業廃棄物処分業
許可番号	第03892000875号	許可期限日	2027(令和9)年10月23日

( 2 枚 目 )

変更許可年月日：平成30年 5月25日、許可番号：29循第634号  
埋立面積：90,300㎡、埋立容量：8,087,100㎡

(3) 無害化施設 1 基

設置場所：東温市河之内乙858番地2  
設置年月日：平成26年 6月18日  
処理能力：不溶化0.1㎡/日、分解3.0㎡/日、溶解3.0㎡/日

(4) 保管場所 7 箇所

ア 屋外タンク

設置場所：東温市河之内字大小屋乙628番37、字北引岩乙815番45  
保管面積：2,95㎡、保管上限：10㎡、積み上げることができる高さ：3.6m  
保管する産業廃棄物の種類：廃油 以上1種類

イ 屋外タンク

設置場所：東温市河之内字大小屋乙628番37、字北引岩乙815番45  
保管面積：6.6㎡、保管上限：30㎡、積み上げることができる高さ：4.8m  
保管する産業廃棄物の種類：廃油 以上1種類

ウ 屋外タンク

設置場所：東温市河之内字大小屋乙628番37、字北引岩乙815番45  
保管面積：3.93㎡、保管上限：10㎡、積み上げることができる高さ：2.75m  
保管する産業廃棄物の種類：廃酸 以上1種類

エ 屋外タンク

設置場所：東温市河之内字大小屋乙628番37、字北引岩乙815番45  
保管面積：3.93㎡、保管上限：10㎡、積み上げることができる高さ：2.75m  
保管する産業廃棄物の種類：廃アルカリ 以上1種類

オ コンテナ

設置場所：東温市河之内乙825番地3  
保管面積：71.3㎡、保管上限：150㎡、積み上げることができる高さ：2.1m  
保管する産業廃棄物の種類：感染性産業廃棄物 以上1種類

カ 保管場所

設置場所：東温市河之内乙858番地2  
保管面積：5.4㎡、保管上限：5.4㎡、積み上げることができる高さ：1m  
保管する産業廃棄物の種類：廃酸、廃アルカリ、汚泥、燃え殻、ばいじん 以上5種類

キ 倉庫

設置場所：東温市河之内字大小屋乙628番37  
保管面積：199.65㎡、保管上限：3.5㎡、積み上げることができる高さ：0.7m  
保管する産業廃棄物の種類：廃油（廃バッテリーに限る。） 以上1種類

ク 倉庫

保管面積：1,500㎡、保管上限：16.6㎡、積み上げることができる高さ：0.7m  
保管する産業廃棄物の種類：廃油（廃バッテリーに限る。） 以上1種類

3. 許可の条件

- (1)管理型処分場で、焼却処理において生じた燃え殻、ばいじんのうち、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」第8条における判定基準値に適合しないものは埋立処分しないこと。
- (2)無害化施設で処理する特別管理産業廃棄物の性状を十分に把握し、含まれる有害物質の種類に応じた適切な処理を行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 7月12日(当初許可)  
平成10年 7月12日(更新許可)  
平成15年 7月12日(更新許可)

( 裏 面 に 続 く )



許可自治体	愛媛県	業の区分	特別管理産業廃棄物処分業
許可番号	第03892000875号	許可期限日	2027(令和9)年10月23日

(裏面)

平成15年12月17日(住所変更(旧:松山市水堀町1282番地1))  
 平成18年4月10日(住所変更(旧:松山市中野町甲100番地))  
 平成20年1月22日(変更届出(管理型処分場の追加))  
 平成20年7月12日(更新許可)  
 平成23年8月9日(変更許可)  
 (焼却施設(SST、SSH)の追加。焼却処分に廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のものに  
 限る。)、廃アルカリ(水素イオン濃度12.5以上のものに限る。)以上3種類を追加。  
 平成24年5月25日(変更届出(昭和60年2月12日届出の管理型処分場を廃止))  
 平成24年10月16日(変更届出(焼却施設1、2、3号炉の廃止))  
 平成25年1月31日(変更許可)

焼却処分に廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)、廃酸(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)、廃アルカリ(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)  
 以上3種類を追加

平成25年6月20日(変更許可)  
 (焼却処分に廃油(1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)、廃酸(1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)、廃アルカリ(1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。))以上3種類を追加  
 平成25年7月12日(更新許可)  
 平成25年10月24日(優良基準適合確認)  
 平成25年10月24日(更新許可)  
 平成26年8月7日(変更許可)

無害化施設の追加。不溶化処分に廃酸(アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)、廃アルカリ(アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)、燃え殻(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)、ばいじん(アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。))以上5種類の追加。分解処分に廃酸(有機燐化合物、チウラムを含むことのみにより有害なものに限る。)、廃アルカリ(有機燐化合物、チウラムを含むことのみにより有害なものに限る。)、汚泥(有機燐化合物、チウラムを含むことのみにより有害なものに限る。))以上3種類の追加。溶解処分に汚泥(シアン化合物、シマジン、チオベンカルブ、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)、燃え殻(ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)、ばいじん(ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。))以上3種類の追加

(3枚目へ続く)

許可自治体	愛媛県	業の区分	特別管理産業廃棄物処分業
許可番号	第03892000875号	許可期限日	2027(令和9)年10月23日

( 2 枚 目 )

変更許可年月日：平成30年 5月25日、許可番号：29循第634号  
 埋立面積：90,300㎡、埋立容量：9,087,100㎡

(3) 無害化施設 1基

設置場所：東温市河之内乙858番地2  
 設置年月日：平成26年 6月18日  
 処選能力：不溶化0.1㎡/日、分解3.0㎡/日、溶解3.0㎡/日

(4) 保管場所 7箇所

ア 屋外タンク

設置場所：東温市河之内字大小屋乙628番37、字北引岩乙815番45  
 保管面積：2,95㎡、保管上限：10㎡、積み上げることができる高さ：3.6m  
 保管する産業廃棄物の種類：廃油 以上1種類

イ 屋外タンク

設置場所：東温市河之内字大小屋乙628番37、字北引岩乙815番45  
 保管面積：6.6㎡、保管上限：30㎡、積み上げることができる高さ：4.8m  
 保管する産業廃棄物の種類：廃油 以上1種類

ウ 屋外タンク

設置場所：東温市河之内字大小屋乙628番37、字北引岩乙815番45  
 保管面積：3.93㎡、保管上限：10㎡、積み上げることができる高さ：2.75m  
 保管する産業廃棄物の種類：廃酸 以上1種類

エ 屋外タンク

設置場所：東温市河之内字大小屋乙628番37、字北引岩乙815番45  
 保管面積：3.93㎡、保管上限：10㎡、積み上げることができる高さ：2.75m  
 保管する産業廃棄物の種類：廃アルカリ 以上1種類

オ コンテナ

設置場所：東温市河之内乙825番地3  
 保管面積：71.3㎡、保管上限：150㎡、積み上げることができる高さ：2.1m  
 保管する産業廃棄物の種類：感染性産業廃棄物 以上1種類

カ 保管場所

設置場所：東温市河之内乙858番地2  
 保管面積：5.4㎡、保管上限：5.4㎡、積み上げることができる高さ：1m  
 保管する産業廃棄物の種類：廃酸、廃アルカリ、汚泥、燃え殻、ばいじん 以上5種類

キ 倉庫

設置場所：東温市河之内字大小屋乙628番37  
 保管面積：199.65㎡、保管上限：3.5㎡、積み上げることができる高さ：0.7m  
 保管する産業廃棄物の種類：廃油（廃バッテリーに限る。） 以上1種類

ク 倉庫

保管面積：1,500㎡、保管上限：18.6㎡、積み上げることができる高さ：0.7m  
 保管する産業廃棄物の種類：廃油（廃バッテリーに限る。） 以上1種類

3. 許可の条件

- (1) 普理型処分場で、焼却処理において生じた燃え殻、ばいじんのうち、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」第3条における判定基準値に適合しないものは埋立処分しないこと。
- (2) 無害化施設で処理する特別管理産業廃棄物の性状を十分に把握し、含まれる有害物質の種類に応じた適切な処理を行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 7月12日(当初許可)  
 平成10年 7月12日(更新許可)  
 平成15年 7月12日(更新許可)

( 裏 面 に 続 く )



許可自治体	愛媛県	業の区分	特別管理産業廃棄物処分業
許可番号	第03892000875号	許可期限日	2027(令和9)年10月23日

( 9 枚目 )

平成28年 8月31日 (代表者変更 (旧:大野 照旺))  
令和 元年 9月 3日 (変更届出 (保管場所の追加及び変更))  
令和 元年 9月19日 (変更届出 (管理型処分場の埋立面積及び埋立容量の変更))  
令和 2年 4月 8日 (変更届出 (保管場所の追加))  
令和 3年 2月 5日 (優良認定)  
令和 3年 2月 5日 (更新許可)  
令和 4年 3月12日 (代表者変更 (旧:大野 剛嗣))  
令和 5年 2月20日 (焼却施設1基 (トンネルキルン) 及び保管場所の追加)

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無  有  無

NO COPY

許可自治体	松山市	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第8910000875号	許可期限日	2028(令和10)年10月23日

許可番号08910000875

### 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地  
 氏名 オオノ開発株式会社  
 代表取締役 大野 照旺

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

松山市長 野 志 克 仁

許可の年月日 令和 5年12月 7日  
 許可の有効年月日 令和10年10月23日

---

1. 事業の範囲  
 (事業の区分)  
 収集・運搬(積替え及び保管行為を含む。)  
 (産業廃棄物の種類)  
 燃え殻(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、廃油(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、廃酸(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙さい(水銀含有ばいじん等を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)、処分するために処理したもの 以上18種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
 (所在地)松山市水産町1282番1  
 種類 汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類  
 (面積:3.44㎡ 保管上限:3.54m)

3. 許可の条件  
 該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

○ 当初許可	昭和55年 5月19日
○ 更新許可(許可期限付に切替)	昭和63年10月24日
○ 更新許可	平成 5年10月24日
○ 更新許可	平成10年10月24日
○ 更新許可	平成15年10月24日
○ 住所変更(旧:愛媛県松山市水産町1282番1)	平成15年12月 9日

(2面に続く)



許可自治体	松山市	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第8910000875号	許可期限日	2028(令和10)年10月23日

(2面)

<input type="radio"/> 住所変更(旧:愛媛県松山市中野町甲100番地)	平成18年 3月31日
<input type="radio"/> 積替え保管品目追加(繊維くずの追加)	平成18年 5月22日
<input type="radio"/> 変更届出(積替え保管場所の変更)	平成20年 8月25日
<input type="radio"/> 更新許可	平成20年10月24日
<input type="radio"/> 変更許可	平成23年 2月10日
(腐酸、腐アルカリ、動物系固形不要物、ゴムくず、処分するために処理したものの追加)	
<input type="radio"/> 更新許可	平成25年10月24日
<input type="radio"/> 変更届出(積替え保管場所の変更)	平成26年 2月24日
<input type="radio"/> 代表者変更(旧:大野 照旺)	平成28年 8月31日
<input type="radio"/> 変更届出(積替え保管場所の変更)	平成30年 2月28日
<input type="radio"/> 変更届出(積替え保管場所の変更)	平成30年 7月 1日
<input type="radio"/> 更新許可	平成30年10月31日
<input type="radio"/> 代表者変更(旧:大野 剛嗣)	令和 4年 3月12日
<input type="radio"/> 更新許可	令和 5年12月 7日

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・

許可自治体	高知県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03900000875号	許可期限日	2028(令和10)年07月02日

様式第七号(第十条の二関係)

許可番号 03900000875

### 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北梅本町甲134番地  
 氏名 オオノ開発株式会社  
 代表取締役 大野 照旺

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第三十二条第一項の許可を受けた者であることを証する。

高知県知事 沼田 省司

許可の年月日 令和5年3月2日  
 許可の有効年月日 令和10年7月2日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集・運搬(積替え又は保管を除く。)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻(\*3を含む。)、汚泥(\*1、\*2、\*3を含む。)、廃油(\*2を含む。)、廃プラスチック類(\*1、\*2を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、金属くず(\*2を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(\*1、\*2を含む。)、紙さい(\*3を含む。)、がれき類(\*1を含む。)、ばいじん(\*3を含む。)、政令第2条第13号の廃棄物(以下余白)

\*取り扱う産業廃棄物の種類

\*1: 石棉含有産業廃棄物、\*2: 水銀使用製品産業廃棄物、\*3: 水銀含有ばいじん等については( )を含む。)の記載のないものを含まない。

2. 積替え又は保管を行う場合の場所の所在及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための容量上限及び積替えられることとなる容量

3. 許可の条件

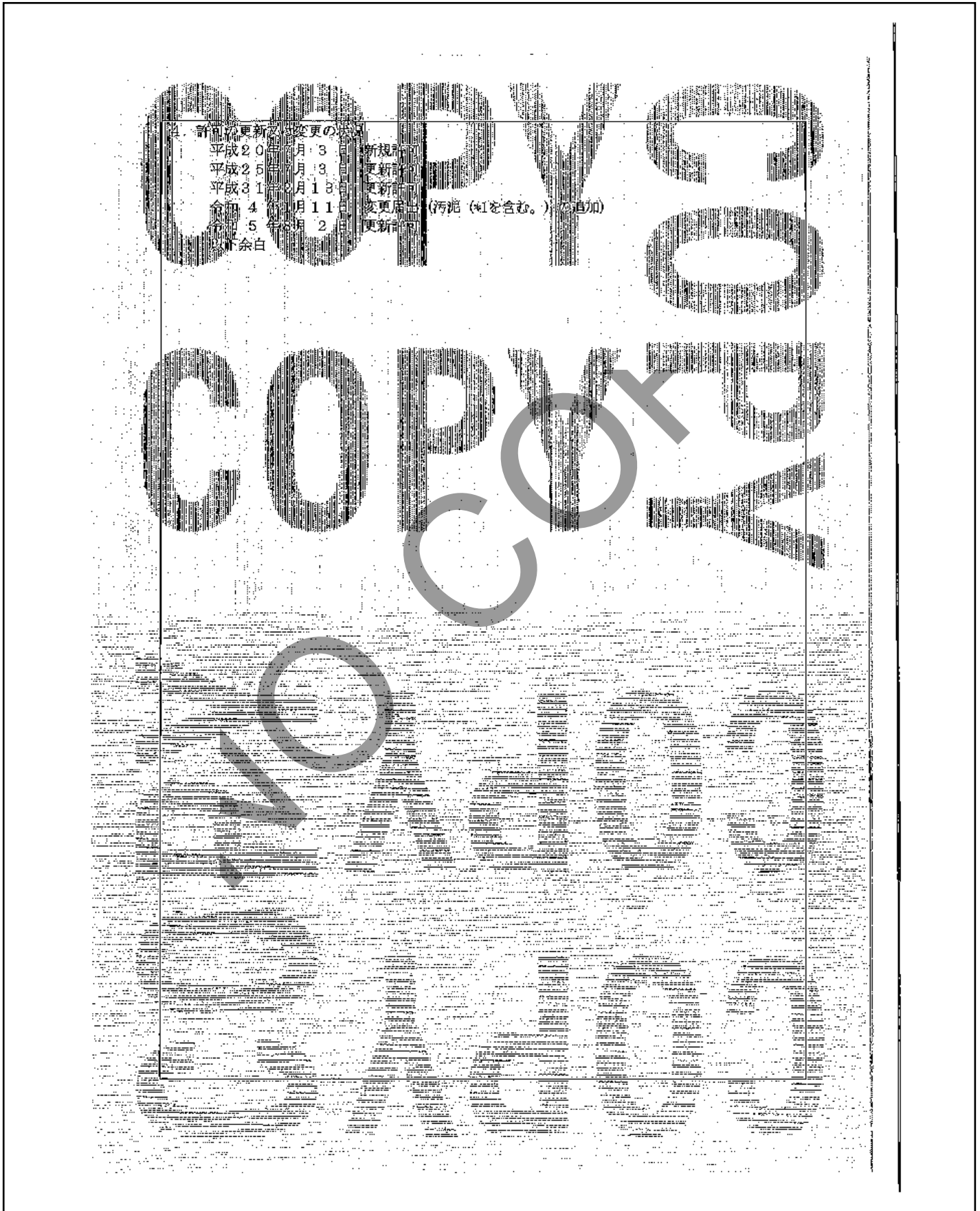
4. 許可の更新又は変更の状況

5. 高知市内の積替え許可の有無 無

6. 規則第9条及び第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

許可自治体	高知県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03900000875号	許可期限日	2028(令和10)年07月02日



許可自治体	高知県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03950000875号	許可期限日	2028(令和10)年07月02日

様式第十三号(第十三条の十四関係)

許可番号 03950000875

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北海本町甲1-8-4番地

氏名 オオノ開設株式会社

代表取締役 大野 照旺

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

高知県知事 須田 省司

許可の年月日 令和5年8月2日

許可の有効年月日 令和10年7月2日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集・運搬(積替又は保管を除く。)

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類又は裏面記載の有害物質を含むことにより有害なものに限る。)、廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は裏面記載の有害物質を含むことにより有害なものに限る。)、廃アルカリ(水素イオン濃度指数2.5以上のもの又は裏面記載の有害物質を含むことにより有害なものに限る。)、感染性産業廃棄物、廃ポリ塩化ビフェニル等(裏面記載の特定有害産業廃棄物に限る。)、ポリ塩化ビフェニル汚染物(裏面記載の特定有害産業廃棄物に限る。)、廃石綿等 以下余白

2. 積替又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積正に当該場所ごとの積替又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替のための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新及び変更の状況

許可の日	平成10年7月3日	新規許可
更新の日	平成13年10月21日	変更許可(廃酸、廃アルカリ、廃PCB等、PCB汚染物の追加)
更新の日	平成14年7月3日	更新許可
更新の日	平成15年3月8日	変更許可(廃油、廃酸、廃アルカリの限定の一部解除)
更新の日	平成17年2月13日	更新許可
更新の日	令和5年8月2日	更新許可

5. 高知県の積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白

許可自治体	高知県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第03950000875号	許可期限日	2028(令和10)年07月02日

＜裏面＞ 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類（有害物質を含むもの）			
	水銀	廃酸	その他
水銀またはその化合物	○	○	○
カルシウム又はその化合物	○	○	○
鉛またはその化合物	○	○	○
有機燐化合物	○	○	○
六価クロム化合物	○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○
シアン化合物	○	○	○
ポリ塩化ビフェニル	○	○	○
トリクロロエタン	○	○	○
テトラクロロエタン	○	○	○
ジクロロメタン	○	○	○
四塩化炭素	○	○	○
1,2-ジクロロエタン	○	○	○
1,1-ジクロロエタン	○	○	○
1,1,2-ジクロロエタン	○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン	○	○	○
1,1,3-ジクロロプロペン	○	○	○
テトラム	○	○	○
シマジン	○	○	○
テオベンカルブ	○	○	○
パルベン	○	○	○
セレスチン又はその化合物	○	○	○
1,4-ジオキサン	○	○	○
ダイオキシン類	○	○	○

※ 「○」を付したものが取り扱えるものを、「△」を付したものが取り扱えないものを指す。

1 廃ポリ塩化ビフェニル等（次に掲げるものに限り。）  
 微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが廃棄物となったもの（電気機器又はO/Fケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はO/Fケーブルを除く。）に使用された絶縁油に限る。）（いずれも事業活動等発生物に限る。）

2 ポリ塩化ビフェニル汚染物（次の（1）から（8）までに掲げるものに限り。）  
 （1）微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、又は染み込んだものが廃棄物となったもの（電気機器（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器を除く。）に使用された絶縁油を含む紙や布及び木くずに限る。）（いずれも事業活動等発生物に限る。）  
 （2）微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された重量がおおむね2.0キログラム以下のコンデンサーが廃棄物となったもの（電気機器（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器を除く。）に使用された絶縁油を含む紙や布、木くず、廃プラスチック類、金属くず及び陶磁器くずに限る。）（いずれも事業活動等発生物に限る。）  
 （3）土記上又は次の（1）若しくは（2）に掲げる特別管理産業廃棄物の処理に伴って生じたもの

許可自治体	福岡県	業の区分	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第04000000875号	許可期限日	2024(令和6)年04月06日

様式第六号（第九条の二関係）

(第1画)

## 産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和6年2月27日

福岡県知事 服部 誠太郎 殿

申請者 〒791-0242

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲 184 番地

氏 名 オオノ開発株式会社

代表取締役 大野 照旺

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号 089-976-1234

089-976-8700 (FAX)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を除く。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物体固形不要物、ゴムくず、紙さい、がれき類、ばいじん、政令第2条第13号廃棄物（以上18品目）（積替え保管を含まない。）（汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。）（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、紙さい、ばいじんについては、水銀含有ばいじん等を含む。）
事務所及び事業場の所在地	事務所 愛媛県松山市北梅本町甲 184 番地 電話番号 089-976-1234 事業場 愛媛県松山市北梅本町甲 184 番 1
事業の用に供する施設の種別及び数量	別紙のとおり
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	なし
※ 事務処理欄	

申請担当者 氏名 法務管理部 総務 あい 連絡先電話番号 080-8640-7365



許可自治体	福岡県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第04050000875号	許可期限日	2025(令和7)年09月17日

様式第十三号（第十條の十四関係）

許可番号 04050000875

### 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地  
 氏名 オオノ開発株式会社  
 代表取締役 大野 照旺

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者である

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の日付日 令和 2 年 9 月 18 日

許可の有効年月日 令和 7 年 9 月 17 日

1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

表面のとおり。

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の時期

令和 4 年 4 月 5 日 届出により自動的に更新

以下余白

5. 積替え許可の有無

有

（積替え許可を有している場合において、前項の積替え許可の範囲を定めること。）

市名

以下余白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の時期

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の30日前までに必ず管轄の筑紫保健福祉環境事務所で行ってください。



許可自治体	福岡県	業の区分	特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可番号	第04050000875号	許可期限日	2025(令和7)年09月17日

	<p style="text-align: right;">(裏面)</p> <p>1. 事業の範囲</p> <p>積替え、保管を含まない。</p> <p>廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類であるもの又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はベンゼン又は4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）</p> <p>廃酸（水素イオン濃度指数2. 0以下のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）</p> <p>廃アルカリ（水素イオン濃度指数12. 5以上のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）</p> <p>感染性産業廃棄物</p> <p>廃ポリ塩化ビフェニル等（低濃度PCBに限る。）</p> <p>ポリ塩化ビフェニル汚染物（低濃度PCB汚染物に限る。）</p> <p>銻、さい（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物を含むことの毒により有害なものに限る。）</p> <p>廃石棉等</p> <p>ばいじん（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）</p> <p>燃え殻（カドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）</p> <p>汚泥（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）</p> <p>以上11品目 以下余白</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------